

日本人監督（主教）自治管轄教区の形成（二二）

—日本聖公会の地方部財政実態と自給問題—

大江 満

はじめに

日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦と一〇年毎の戦時体制という激動の時代変遷のなか、日本聖公会中央の監督資金局が設置された第七総会（一九〇二（明治三五）年）から、東京教区と大阪教区設立を決議した第一四総会（一九二三（大正一二）年）まで、日本聖公会は日本人監督（主教）教区の成立に七つの総会と二一年を要した。それは、地理上隣接した長老（現司祭）一名以上を持つ六個以上の自給教会が監督俸給の三分の一以上を負担し、負担額の一年分を中央に予納するという監督教区制定案（一九〇八年・第九総会）が求める経済基盤を整えることが、地方部所属の教会・講義所にとつて

いかに経済的に負担であつたかを物語るものであつた（本誌第七号掲載拙論「日本人監督（主教）自治管轄教区の形成（一）」参照）。

本稿では、日本聖公会監督資金局への寄附金が、一九二〇（大正九）年の日本聖公会第一三総会まで終始、他の地方部をリードしていた米国聖公会系の京都地方部（その三年後の一九二三（大正一二）年の第一四総会においても、同総会で最多通算額を寄せた南東京地方部とほぼ同額）の事例を中心に、地方部の構造と財政事情および教会自給問題について検証する。

なお、以下の本文では、現在の「主教」（bishop）という呼称を、当時呼称されていた「監督」（bishop）と表記する。現在の司祭は、当時「長老」と呼称されてお

り、引用史料では「長老」と表記するが、本文では長老教会の「長老」との混同を避けるため「司祭」と表記する。

一章 地方部の構造と財政——京都地方部の事例を中心として——

一 地方部設置の諸委員

初めに地方部の構造を把握するため、その中心的機能を担う地方部設置の諸委員を列挙しておく。

京都定期地方会決議録によると、^①一九〇二（明治三五）年の日本聖公会第七総会以前の第五地方会までの学校・病院理事委員と時局的な委員以外の主な新設委員には、次のようなものがある。

第一地方会（一八九七年）では、常置委員、伝道委員、俸給出納会委員（第一・第三地方会で名称変更）、日曜学校教科書編纂委員、会計検査委員、議案建白調査委員。第二地方会ではこれらのはかに、日本聖公会伝道局寄附金募集委員、地方会書記、神学校入学生取調委員、地方会議事細則取調委員、京都地方部財産保管委員。第四地方会（一九〇〇年）で、京都地方各教会歴史綱要輯集委員（第五・六地方会で名称変更）、退隱料其他二係ル委員（第五地方会で名称変更）が新設。第五地方

会（一九〇一年）で、教会自給調査委員、東宮殿下御慶事紀念資金委員などが新設されている。

一九〇二年の日本聖公会第七総会以後の主な新設委員としては、第六地方会（一九〇三年）の感謝紀念金募集方案委員、共済会支部委員。第九地方会（一九〇七年）の牧会資金局委員（教役者俸給出納局委員改称）、監督資金局支部委員。第一三地方会（一九一三年）の自治奨励委員。第一五地方会（一九一六年）の月刊雑誌委員。第一六地方会（一九一八年）の聖職交換案委員などである。

他の地方部設置の独特な委員としては、北東京地方部の自給奨励委員（一九〇七年六月、第八定期地方会報告）^②。南東京地方部の宗制取調委員、祈祷書改正意見取扱委員、大聖堂委員、伝道会社交涉委員（一九〇七年一〇月、定期地方会報告）^③。九州地方部の九州地方自給資金局（一九〇九年三月、定期地方会報告）^④。北海道地方部の地方部教会相互援助会（一九一二年九月、第一六定期地方会設置）^⑤、一九一六年九月の第一八定期地方会（一九一六年九月の第一八定期地方会で廃止）^⑥などがある。ただ、地方部機能の根幹を担うものとしては、京都地方部とほぼ同様の委員が設置されている。

そうしたなかでも、日本聖公会総会によって地方部分担金が定められて、地方部所属の各教会・講義所に、受

聖餐者数に応じた負担金が毎年求められる地方会・総会経費、日本聖公会伝道局経費、日本聖公会教務局（院）入費、さらには各教会・講義所の自給情勢及び外国ミッションへの依存度が確認できる牧会資金局（教役者俸給出納局改称）納費等の変動を検証することが重要となる。財政上の推移を概観するのに先立ち、まずは、これらの規則上の問題と関連議案の動向を把握しておきたいたい。

二 地方会規則と経費

地方会規則

京都地方部を事例とした地方会規則の内容と変遷を通覧すると、一八九七年の第一京都定期地方会で、地方会議事細則を「従前大阪地方会ノモノヲ仮用シ」、新規定を委員四名が次回地方会に提出することとし⁽⁷⁾、翌一八年第二定期地方会で章立てなしの二七条の「京都地方会議事細則」が提示されたが、議事細則取調委員はこれを仮用として、さらに次回地方会に委員が提出することとした⁽⁸⁾。このため、一八九九年の第三定期地方会において、ようやく「京都地方会議事細則草案」が提出され可決されている⁽⁹⁾。

その「京都地方会規定」の内容は、第一章が地方会開期招集及成立（七条）、第二章が礼拝及議事順序（四

条）、第三章が議事細則（一六条）、第四章が職務章程（二八条）、第五章が地方会経費（三条）、第六章が聖職及伝道師（五条）、第七章が俸給出納局（四条・細則・付則）、第八章が雑則（一条）という構成である。第七章の俸給出納局（後に牧会資金局と改称）は後述するので、それ以外の主な事項を概観しよう。

地方会で選挙される役員及び委員（第四章）は、法規にもとづき監督不在のときは仮議長、書記と会計各二名、法規にもとづき常置委員六名（司祭三名中一名は監督指名、信徒三名）、法規にもとづき伝道局寄附金募集委員二名（監督指名）、俸給出納局委員五名（一名監督指名）、伝道及神学校志願者資格調査委員三名（監督指名）、京都地方財産保管委員五名（監督指名）である。

地方会経費（第五章）は、「各教会講義所の分担」とし、その「割合は前年度統計の現在受聖餐者の数に依て賦課」され、地方部の負担すべき費用は「総会又は地方会の議決に基けるもの」とし、出費は地方会議員の旅費、会議費、印刷費、「書記会計及び諸委員の事務取扱費旅費等」であった⁽¹⁰⁾。

京都第七定期地方会（一九〇四年）は、地方会規定第六章第四条の改正を求めた第二号議案を「地方会規定全体を改正」することとして、委員五名が次回総会に報告することを可決確定した⁽¹¹⁾ので、一九〇六年の第八定期

地方会に「京都地方会規定改正案」が提示され、第七章の俸給出納局が「俸給出納局規則改正及ヒ实行委員」によつて大幅に修正された。ここで俸給出納局は牧会資金局と改称されることになった。

次の改定は一〇年後の一九一六年開催の京都第一五定期地方会においてなされた。第四章第一条の役員が新設されて、人数も伝道局（地方）委員三名、監督資金地方委員三名、教役者共済会支部委員三名、教役者退隠料及び扶助料委員三名と変更された。京都地方会規定旧第六章第四条はこの時に削除され、第六章の構成は五条から四条となつた。また、第八章の退隠料及扶助料規則、第九章の教役者共済会規則が新設されている。^[12]

この二年後の一九一八年の第一六京都地方会には、地方会制規改訂委員が挙げられているが、東京教区と大阪教区成立が決議された一九二三（大正一二）年の日本聖公会第一四総会においては、京都地方会規定はそれ以上改定されることはなかつた。

地方会・総会経費

第二京都定期地方会（一八九八年）以降、第一七地方会（一九二二年）までの京都地方部の全地方会経費報告の推移をみると（表1）、一九〇五年の日本聖公会第八総会までの受聖餐者数に応じた信徒一名の負担金は、地

方会へ一五・二八銭（一九〇〇年の第四地方会のみ二〇銭）、総会へは三三・三三銭が課せられている。

そして、この信徒一名の地方会賦課額の割合は、第七地方会（一九〇四年）が一八銭（集金額一六五円九二銭を受聖餐者六〇五名で負担）、第一四地方会（一九一五年）も一八銭（集金額三一八円を受聖餐者一一六七名で負担）というよう、一二年後においても変化がない（一九一三年の第一三地方会の集金額四六四円六六銭は突出した額であるが、番外議員の旅費と宿泊費を外国人監督が寄付しているので、それを差し引いた額はその後の地方会集金額と大差はない）。地方会と比較すると、総会費の集金額は少額のため信徒一名の負担金もやや多額になっている。

つまり、信徒は毎年開催される地方会（または総会）経費のため、確実に三〇銭前後の金額を一名分の負担金として賦課させていたのである。総会開催年に地方会が開催されないのは、こうした経済事情が顧慮されてのことであろう。第一次大戦後の不況が波及してか、一九一八年と二一年には京都では地方会は開催されていない。

三 中央の伝道局財政—地方部割当分担金—

中央の伝道事業

ここで日本聖公会伝道局地方支部規則をみておこう。

第一京都定期地方会（一八九七年）は、第二〇号議案の「京都地方部伝道局細則草案」を確定した。その第三条四では「特別の場合に於いて監督の認可を経て日本聖公会伝道局を補助す」と記されてはいるが、これはあくまで京都地方部の伝道局規則であつた。^[13]

しかし、翌年の京都第二定期地方会（一八九八年）は、第三号議案で「京都地方部伝道局の伝道を中止」し、「日本聖公会伝道局寄附金募集委員」（二名）を設置することになった。これは台湾伝道寄付予約の件（第一五号議案）や、台湾伝道への尽力を諸教会に要望する第一七号議案が示すように^[14]、三年前に日清戦争の戦勝国となつた日本が新領土として得た台湾への伝道を、日本聖公会全体で推進する動向に呼応してのことであつた。こうした傾向は、一年前に日露戦争で戦勝国となつた日本が、朝鮮と満州への植民地的統治を固めていく国勢に対応しての、第八京都定期地方会（一九〇六年）での「満韓地方ニアル日本聖公会信徒教養ノ為メ適當ナル方法ヲ定メラレンコトヲ當監督ヲ經テ監督會議ニ提出スルコト」という第九号議案の可決にも顯れている。同地

方会第二三号議案ではさらに、台湾・朝鮮在住の教役者への同情の意を表する書簡送信の件が可決確定された。^[15]

伝道関連の諸委員としては、京都第二地方会（一八九八年）の連合伝道大運動実行委員、第三地方会（一八九九年）の大挙伝道実施委員、伝道地存廃調査委員、第五地方会（一九〇一年）の大阪市内伝道拡張工作方案委員、京都地方部大挙伝道委員、第六地方会（一九〇三年）の集中伝道委員、第九地方会（〇七年）の米国伝道会社五十年紀念運動委員、第一〇地方会（〇九年）の宣教五十年紀念伝道京都地方部委員などがある。

さらに、京都地方部では第一次大戦中の一九一六年五月から一七八年一〇月を日本聖公会組織三〇年記念伝道の時期として特別伝道を展開している。^[16]

このように、「連合」・「大挙」・「集中」という名の下での国内地方伝道などをを行う一方、日本聖公会組織成立二〇周年（一九〇七年）、同三〇周年（一九一七年）、宣教五〇周年記念（一九〇九年）、同六〇周年（一九一九年）の教派次元の記念伝道、さらに、日清・日露戦争で利権を獲得した台湾・朝鮮・満州への新領土伝道、第一次大戦後戦勝国側となつた「新時代」に呼応した一九二〇年秋以降の東京市内特別運動など、記念行事と戦勝を

祝う伝道事業が絶え間なく展開されていたのである。

伝道局経常費の推移

つづいて日本聖公会伝道局の財政推移を、総会議決録および京都地方会決議録の京都支部会計報告からみていくことにしたい（表2）。

一九〇八（明治四二）年の日本聖公会第九総会は「一ヶ年支出予算総額貳千五百七拾貳円ヲ左ノ割合ヲ以テ各地方ヨリ徵集スルコト」という第一七号議案「日本聖公会伝道局募金割当ノ件」を可決し、北東京地方部と京都地方部（米国ミッショナリ系）にそれぞれ六〇〇円、南東京地方部と大阪地方部（英國ミッショナリ系）にそれぞれ五〇〇円、九州地方部（英國ミッショナリ系CMS）に二〇〇円、北海道地方部（英國ミッショナリ系CMS）に五〇〇円、台湾に五〇円の計二、五〇〇円を割当て、「不足額ハ個人寄附及繰越金ニテ補充スルコト」とした。それでもこの一二、五〇〇円は、「伝道局委員編制ノ予算金額ハ事業ノ維持拡張ノ上ニ必要ナルヲ認ムルト雖モ日本聖公会現状ニ鑑ミ出金ノ困難ナルヲ認ム」と第一六号可決議案がいうように、伝道局編制予算額の三、四五〇円から、総会が減額した額であつた。^[17]

しかし、たゞえ中央が減額しようとも、こうした割当負担金は地方部に重くのしかかつていった。京都地方部

では、一九〇三年度分まで（〇四年の第七地方会報告）は毎年一〇〇円（一五〇円程度の収入額で、一〇〇円前後（〇三年度は約一五〇円全額）の「寄附金」を本部へ送金していた。その後も、一九〇四年度分収入額一七六円、〇五年度分一九四円というように戦時体制（日露戦争）のなか着実に増額し、〇六年度には三三七円とあるように入り（送金）額の倍増を報告していた。けれども、同時に、同年度会計報告から記される「各教会負担金」を四五円二六銭とし、八八円余りの未納金が追記されている。そして、全教会講義所数三三のうち、負担全額を納入した教会は四分の一の八個にとどまつて、差引未納額二〇〇円近くを記録した翌〇七年度の会計は、明らかな財政難を暗示していた。

こうしたなかで、この翌年の一九〇八年度に、既述したように、中央の伝道局が各地方部に負担額を求めたのである。したがつて、〇八年度の京都支部における全教会講義所負担額の差引未納は二四二円余り、〇九年度も一八九円余りとなつた（ただし、〇八年度では約半分の教会講義所〔三三中一六〕が、〇九年度では二分の一以上〔三五中一九〕）が負担全額を納入している。

日本聖公会第九総会が求めた六〇〇円の京都地方部負担額の最終年度（三年周期）の一九一〇年度になると、六一二円余りの収入額が記録されているが、そのうち二

○○円は婦人補助会からの寄付であった。一九一一年度から次回総会年の一四年度までも、京都地方部婦人補助会が毎年度二〇〇円（一一年度のみ一〇〇円）を寄付している。こうして、日本聖公会伝道局京都支部は、その割当分担金の三分の一を女性信徒らによつて支えられていたのである。

一九一一年の日本聖公会第一〇総会で、伝道局委員は過去三年間の「各地方部寄附分担成績」を報告した。負担年額六〇〇円を求められた北東京地方部と京都地方部（米国ミッション系）の三年間の平均納付額は、それぞれ五九六円四一銭と五六五円三六銭、同様に負担年額五〇〇円を求められた南東京地方部と大阪地方部（英國ミッション系）の平均納付額は、それぞれ四六二円六八銭と三九八円一四銭、九州地方部（CMS）の負担年額二〇〇円の平均納付は一七一円八三銭、北海道地方部（CMS）の負担年額五〇円の平均納付は三三円三一銭、台湾の負担年額五〇円の平均納付は八五円九八銭というように、台湾が負担額を唯一上回る納金をする一方、大阪地方部が平均で一〇〇円以上不足しているほかは、ほぼ負担額に近い納金となつてゐる。

そのためか、同総会は決議第九号「伝道局予算ノ件」で増額した地方分担金を示して、北東京地方部と南東京地方部に七〇〇円、京都地方部と大阪地方部に六〇〇

円、九州地方部に二五〇円、北海道地方部と台湾に一〇円の合計年額三、〇五〇円を、今後三年間の分担金として賦課した。⁽⁸⁾

その結果、次回の第一総会（一九一四年）報告の「各地方部分担成績」の三年間平均額は、北東京地方部五六一円二九銭（約一三八円不足）、南東京地方部六二六円六四銭（約七三円不足）、京都地方部は五三四円六二銭（約六五円不足）、大阪地方部四六五円六五銭（約一三四円不足）、九州地方部が一四二円〇七銭（約〇八円不足）、北海道地方部五〇円（五〇円不足、台湾一五一円一四銭（約五一円余剰）となり、台湾以外は不足となつた。総じてみると、この三年間総計の平均分担額は全体で二・六三五円四〇銭で、特別寄付の平均納付額約一〇三円を含めても、年額平均約四五円の不足であつた。⁽⁹⁾

同じくこの第一総会（一九一四年）は第一九号議案の「伝道局予算ノ件」で、今後三年間の収入予算年額を三・四五〇円とし、各地方部の分担金を次のよう振り分けている。注目すべきは地方部教会分担額と同地方部婦人補助会とを並列明記したことである。その内訳は、北海道地方部の教会分担額五〇円・同婦人補助会五〇円、北東京地方部の教会分担額三〇〇円・同婦人補助会四〇〇円、南東京地方部の教会分担額三〇〇円・同婦人

補助会二〇〇円、中部地方部の教会分担額一〇〇円・同婦人補助会一〇〇円、京都地方部の教会分担額三〇〇円・同婦人補助会三〇〇円、大阪地方部の教会分担額二五〇円・同婦人補助会三五〇円、九州地方部の教会分担額一〇〇円・同婦人補助会一五〇円、台灣教会分担額一五〇円・同婦人補助会五〇円（その他の団体と個人寄付で三〇〇円）である。南東京地方部と台灣教会以外、婦人補助会は同じ地方部の教会分担額と同額か、それ以上の額が割当賦課されている。このように、第一次世界大戦の開戦年の一九一四年、日本聖公会は同派の女性信徒に半分以上の教派伝道費を求めたのであった。⁽²⁰⁾

次回総会議事録が地方部一括で報告したため、各地方部婦人補助会の納金成果は分からぬ。地方部別にみると、予定寄付年額七〇〇円の北東京地方部は、一九一四年度五二七円・一五年度七五〇円・一六年度六三〇円。予定寄付年額五〇〇円の南東京地方部は、一四年から一六年度まで各々約五一二円・約六〇四円・約五〇〇円。分担年額二〇〇円の中都地方部は、約二三三円・約二〇〇円・約二五二円。分担年額六〇〇円の京都地方部は、約七一〇円・六六〇円・六〇〇円。分担年額六〇〇円の大坂地方部は約四三三円・四三八円・約四八〇円。分担年額二五〇円の九州地方部は、約一七八円・約一七六円・約一七三円。分担年額一〇〇円の北海道は約

七〇円・八一円・一〇〇円。分担年額二〇〇円の台湾は、一八〇円・一一九円・約一六二円。年額予算三〇〇円の特別寄付は、約一二円・約三三円・約一〇四円となつてゐる。南東京地方部（北東京比二〇〇円の低額年間分担）と京都地方部（北東京比二〇〇円低額年間分担）以外は、分担金納入額が不足した状態であった。こうして、収入予算年額三、四五〇円のうち、一四年度は約二・八五五円、一五年度は約三・〇六〇円、一六年度は約三・〇〇二円で、それぞれ五九五円、三九〇円、四四八円の未納額になつてゐる。⁽²¹⁾ これは第一次大戦中の影響によるものと看取できよう。

一九一七（大正六）年の日本聖公会第一二総会は決議第三号「伝道局予算ノ件」で、今後三年間の収入予算年額を三・六八〇円とし、各地方部分担の内訳を以下のように決めた。北東京七三〇円、南東京五三〇円、中部二五〇円、京都六五〇円、大阪六二〇円、九州二二〇円、北海道一五〇円、台北教会二〇〇円、台南教会二〇〇円、臨時及個人寄付二三〇円。⁽²²⁾ この結果、三年後の日本聖公会第一三総会（一九二〇年）が報告した、その分担成績（各地方部分担寄附毎年度入金一覧）の「不納額」の項の「増」や数字は誤算。以下の未納額は修正した金額）を、それぞれ一九一七年度・一八年度・一九年度の順でしめすと、北

東京七三〇円・七三〇円・八〇〇円。南東京約四八〇円・約四三一円・五七〇円。中部約二三九円・二五一円・二八〇円。京都六五〇円・六五〇円・六九〇円。大阪約五六四円・約六〇〇円・四八五円（決算後六四円入金）。九州二三六円・一八一円・約一五四円。北海道一五〇円・一七〇円・一七〇円。台北二〇五円・二〇五円・約一六〇円（決算後、一〇一円入金）。台南約一〇四円・約一一三円・約一二四円であつた。

この三年間通算で分担金額以上に納入しているのは、北東京（七〇円）、中部（約二〇円）、京都（四〇円）、北海道（四〇円）の各地方部と台北教会（約七〇円）、台南教会（約四一円）であり、分担金額以下の納入であつたのは、南東京（約一〇九円）、大阪（約一四七円）、九州（約八九円）の各地方部であつた。

一九二〇（大正九）年の日本聖公会第一三総会は決議

第一二号「伝道局予算ノ件」で、今後三年間の「経常費予算」の年間支出額を五・八〇五円とした。その年間収入額（各地方部分担寄付金額）の内訳は、北東京一六〇円、南東京七七五円、中部三八〇円、京都八一〇円、大阪八三〇円、九州四二五円、北海道三二五円、台北六〇〇円、台南二〇〇円、臨時寄付三〇〇円であつた。^[23]

一九二三年の第一四総会の伝道局報告「各地方分担寄

附収納一覧」によると、一九二〇・二一・二二年度の順で、北東京は一・二一七円三八銭・一・一四二円（このうち二四〇円二〇銭は北東京地方部から分離独立した新設の東北地方部）・一・一二二二円（東北地方部は二四二円八六銭）。南東京は三年間負担額七七五円ずつを全納。中部と京都も同様に負担額を全納。大阪八二八円七五銭・七八六円七五銭・七八二円八〇銭。九州二一九円七一銭・三〇五円三二銭・三〇二円。北海道三〇〇円・三三五円・二八六円（決算後六一円入金）。台北六〇〇円・六〇四円・七一四円。台南一二三円一〇銭・一四五円一八銭・八九円二一銭。団体個人七五円五三銭・六五円四七銭・一一五円七一銭であつた。

分担額以上の納金は、台北の一八円と北東京地方部（一九二一年度以降は東北地方部と合算）の一円二八銭。完納したのは南東京地方部、中部地方部、京都地方部。不足したのは大阪地方部の九一円七〇銭、九州地方部の四四七円九八銭、北海道地方部の三円、台南の二三九円五一銭であつた。^[24]

伝道局経費の支出先

東京教区と大阪教区の設立決議をみた日本聖公会第一四総会（一九二三年）までの日本聖公会伝道局経常費の変遷を、とくに収入面からみてきたが、三年毎に地方

部割当分担額が増額賦課されて地方部財政を苦しめた日本聖公会中央の伝道局経費の支出は、台北・台南「布教師」俸給、家賃、修繕費、巡回旅費、事務費、臨時費など、教派の新領土伝道のためであつた。

このため、日本国内の地方伝道や記念伝道などの費用は、これとは別に募金されなければならなかつた。日本聖公会第七総会（一九〇二年）において、組織創立二〇周年を迎える五年後の一九〇七年までの募資金額「二万円」（原案）が「感謝紀年金」と修正可決されたのはこうした事情からであろう。⁽²⁵⁾

これにくわえ、日本聖公会第九総会（一九〇八年）では伝道局委員が台北・台南の敷地購入と会堂建築、修繕の予算総額として、一二、〇〇〇円を発表募集することと報告した。⁽²⁶⁾ 結局、第一〇総会（一九一一年）の伝道局報告によると、台南伝道所用の土地家屋を買収し一九〇九年九月二八日に登記を済ませたが、このため監督資金局から一・六五〇円を年利五分で借り入れている。

一九一〇年になると、台北伝道も同様に敷地購入と会堂新築のために総予算一萬円の計画を立て、監督資金局から五、〇〇〇円と募金五、〇〇〇円（国内三、五〇〇円、台北一、五〇〇円）という内訳にしているが、第一総会（一九一四年）の伝道局報告では、数回の募集で二、五〇〇円しか集まらず、難航する状況が一九一三

年の項で報告されている。⁽²⁸⁾

一九一七（大正六）年の日本聖公会第一二総会の伝道局報告では「台北会堂敷地購入及建築費決算」として、一一、七三一円三〇銭一厘の收支が報告されたが、監督資金局から三・八〇〇円、フォス主教から一・〇〇〇円を借り入れたため、その後、多額の台南・台湾敷地購入と会堂建築費の負債額返済が必要となつた。⁽²⁹⁾ 一九二〇（大正九）年の日本聖公会第一三総会は、「台南分負債」をして一・七九九円九五銭、「台北分負債」として三、六九五円八五銭を報告している。⁽³⁰⁾

第一三総会は他方、日本聖公会組織成立三〇周年（一九一七年）記念伝道会計で、各地方部の教会寄附金として一・六七九円七五銭の総収入を報告しており、戦時体制（第一次世界大戦）のなか、新領土台湾への伝道局経常費以外の中央企画の伝道寄附金も、各地方所属の教会信徒に求められていたのである。

新領土伝道と国内記念伝道

ここで、植民地伝道関連の総会決議を概観しておこう。日本聖公会第八総会（一九〇五年）は、第一四号可決議案「在韓國聖公会員ノ保護及ビ伝道拡張ノ件」において特別委員を設置。⁽³²⁾ 第九総会（〇八年）では、第十八号決議案「日本聖公会伝道開始記念運動ノ件」に

よつて、宣教開始五〇周年の記念伝道として各地に大説教会を開催し、五地方部に各一五〇円の出金（北海道地方部は一〇〇円）を課した。⁽³³⁾ 第二五号決議案「樺太地方監理ノ件」では「樺太地方ヲ北海道監督ノ監理ニ属セシムルコト」とし、第二六号議案「在満州地方信徒教養ノ件」では「満州ニアル日本聖公会信徒教養ノ方法ヲ設ケラレントヲ監督會議ニ請願スルコト」とし、⁽³⁴⁾ 後者に関しては次回第一〇総会（一年）で「諸監督ハ朝鮮監督ニ書面ヲ送り、特ニ日本聖公会信徒ニ就テ充分注意セラレントヲ依頼セリ」と報告された。⁽³⁵⁾

その一〇総会は、第六号決議「朝鮮聖公会ニ对スル決議」の第一項で、「第十総会ハ日本帝国内ニ於テ唯一ノ聖公会ノ存在スルヲ必要ナリト認ムルガ故ニ朝鮮聖公会ガ将来ニ於テ組織的ニ日本聖公会ノ一部トナランコトヲ希望ス」と表明して⁽³⁶⁾、日本が植民地化する朝鮮に日本聖公会も浸食していく意欲を顯示している。

日本聖公会第一二総会（一九一七年）は、決議第四号「台湾伝道ニ外国ミッショナリ加フル件」において、恒常的財政負担の根源である台湾伝道の打開を図った⁽³⁷⁾が、これに関しては次回第一三総会（二〇〇年）で伝道局委員が「外国伝道会社の助力を乞ふべきや否やを研究すべき件は外国伝道会社の現状に鑑み其余地なきものと認めたり」と報告した⁽³⁸⁾ことで、日本の植民地伝道の経費

援助を英米ミッションに仰ぐという拘泥した方策は消滅することになった、と思われた。ところが、一九二三年の「第十四総会ハ台灣ニ於ケル台灣人三百万人ノ為メニ外国伝道会社ガ伝道ヲ開始セラレントヲ希望ス」という決議第九号を通すことになった。⁽³⁹⁾ 他方、同年四月に台北聖公会は自給したとも第一四総会は報告したもの⁽⁴⁰⁾、第一五総会（二六年）では決議第三号「台灣ニ伝道監督ヲ置クノ件」によつて、「その可否と準備ノ方法を調査」するなど、関東大震災後の財政難においても植民地伝道への意欲は衰えなかつた。

国内の記念伝道に関しては、日本聖公会第一一総会（一九一四年）の第五号議案で、約一・二〇〇円の寄附金を募集して、各地方部に委員二名を設置し今後三ヵ年限定で実行するという「協同伝道寄附金の件」を決議した⁽⁴¹⁾。だが、三年後の第二一総会（一九一七年）の寄附金募集委員報告では、この総寄附金額は六八六円〇七銭と半分余りに停まっている⁽⁴²⁾。この第二二総会の決議第二〇号では、伝道局は各地方部の分担金の他に、個人の臨時寄附金を募ることとし、総会開催年の一九一七年が日本聖公会創立三〇年に相当することから、全国規模の記念伝道を挙行するための実行方法を伝道局に委託するという第二一号決議「記念伝道挙行ノ件」も可決した⁽⁴³⁾。このための特別献金は、第二三総会（二〇〇年）に

おいて、予定額を超過して「伝道運動は全国に亘り順次に説教者の派遣も滞り無く好況を以て終結したり」と報告された。⁽⁴⁶⁾

四 中央の教務院財政

こうした絶え間ない伝道事業は、分担金や寄附金を求める各地方部財政にとつては重い負担であつた。さらに、一九〇九年からは日本聖公会第九総会（〇八年）で設置された日本聖公会中央の常設機関である教務局（一九一四年から教務院に改称して各局を統合）への分担金も課せられた。一九〇九一一〇年度の最初の二年二か月間の教務局の総収入額一・一七三円五八銭五厘のうち、賦課金額は七三七円七九銭五厘である（四〇六円九六銭は「要覽」の収入）。

日本聖公会第一〇総会（一九一一年）報告の「教務局経費賦課収納表」によると、各地方部の最初の一ヵ年分

の賦課金額は、北東京二〇六円五四銭、南東京二二三円九二銭、京都一五九円四二銭、大阪一七五円九四銭、九州七二円六六銭、北海道九一円三八銭、台湾八円となつておらず、完納は北東京と台灣のみであった。各地方部の未納額は南東京二三円二〇銭、京都四六円八七銭、大阪七七円二銭、九州二〇円五九銭五厘、北海道二三円三八銭となつてゐる。⁽⁴⁷⁾ そして、次回総会までの今後三年間

の各地方部分担金は、現受聖餐者数に応じて一人一ヵ年一〇銭の割合で徴集すること（第一〇号決議案）としている。⁽⁴⁸⁾

日本聖公会第一一総会（一九一四年）報告の過去三年間の教務局会計決算は、総収入二・一九三円七八銭、総支出一・七二五円八一銭で、そのうち地方部への賦課金収納高は一・五〇四円一二銭となつてある。地方部別では完納したのは九州地方部のみであつた。地方部の三年間通算の未納金は、北東京一〇二円三五銭、南東京・中部は合算で九円六〇銭、京都一一円六三銭、大阪二二円三銭、北海道六二円四〇銭、台湾二三円七〇銭であり、全地方部総計の賦課金一・八〇〇円九〇銭のうち未納金総額は二九六円七八銭である。⁽⁴⁹⁾ このため、同総会は第二〇号案で、今後三年間の分担金を一人八銭の割合で賦課する予算を計上している（ただ、この予算可決は予算内容の変更後である）。⁽⁵⁰⁾

日本聖公会第一二総会（一九一七年）報告の過去三年間の教務院経費収支決算は、総収入三・〇四九円二九銭、総支出二・一九八円八七銭、三年間の収納合計は一・四九九円七七銭で、前回総会の収納合計とほぼ同額である（地方部別の賦課金収納一覧は不記載）。⁽⁵¹⁾ 同総会は、今後三年間の分担金を一人一二銭の割合で賦課する第九号決議案を通した。⁽⁵²⁾

日本聖公会第一三総会（一九二〇年）報告の過去三年間の教務院費収支決算は、総収入四・八〇五円九九錢、総支出四・九九五円五二錢で、差引不足金一八九円五三錢となっている。各地方部別分担金収入額では、北東京六六九円五七錢、南東京四一五円五四錢、中部二二二円七六錢、京都三五五円六八錢（決算後、未納金一二五円五五錢入金）、大阪五〇〇円七六錢、九州二五〇円一一錢、北海道二〇九円一一錢、台湾二三円一六錢と記されている⁽⁵³⁾が、未納金額は不明である。収支決算で差引不足金が出ていることは、全地方部総計の負担金額が完納されていないことを示している。次回総会までの今後三年間の分担金は、一人二四錢の割合で賦課する第二〇号決議案が通つており⁽⁵⁴⁾、三年毎の総会で教務院分担賦課金は確実に増額していく。

日本聖公会第一四総会（一九二三年）報告の過去三年間の教務院費収支決算は、総収入七・三〇六円三八錢、総支出七・〇七五円一三錢五厘で、差引残高は二三二円二四錢五厘となつてある。地方部別分担金収入額では、北東京一・〇四一円八八錢、南東京八〇五円一四錢、中部四六八円六一錢、京都九五二円、大阪七九五円六八錢、九州四四五円九二錢、東北一四〇円一錢、北海道四一七円六〇錢、台湾七三円四八錢である。分担金未納額は不明であるが⁽⁵⁵⁾、差引残高が記されて全体としては

好転している。この年の日本聖公会総会が、東京教区と大阪教区の設立決議を認めたのであつた。

つづいて、京都地方部の伝道費と教務局（院）入費の収支の推移をみておこう。第一一京都定期地方会（一九一〇年）では、「宣教五十年紀念伝道京都地方部委員」が収入二五〇円、支出二一七円七九錢を報告し、一九〇九年度教務局入費は収入七三円とされている⁽⁵⁶⁾。

京都第一二地方会（一九一二年）では、一九一〇年度教務局入費収支決算として収入九七円六八錢（負担金九〇円五〇錢）、一九一一年度教務局入費九九円一三錢（負担金九七円四〇錢）と報告され、大和集中伝道にも七四円四九錢を出金（支出は四八円四二錢五厘）している⁽⁵⁷⁾。

京都第一三地方会（一九一三年）は、一九一二年度の教務局入費一〇三円八三錢、同年度拡張伝道収入二三三円四九錢（支出二〇七円六九錢二厘）を報告⁽⁵⁸⁾。

京都第一四地方会（一九一五年）は、一九一三・一四年度の拡張伝道寄附金（二年間）二七六円二〇錢、一三年度教務局入費一一〇円一三錢（負担金一〇七円五〇錢）、一四年度の教務院費納金八五円六一錢と報告しているが、前年度比から一四年度の教務院費分担金は未納金が生じているはずであり、地方会二日目の協議会では伝道不振の原因や伝道振起策などが議論されている⁽⁵⁹⁾。

京都第一五地方会（一九一六年）は、一五年度拡張伝道費収入一六五円九七銭（支出一五七円一銭五厘）を報告する⁽⁶⁰⁾が、毎年の中央からの分担賦課金とともに、地方部拡張伝道寄附金をも地方部がほぼ毎年募金したことは、かえつて恒常的な財政難と慢性的な伝道不振とを招く結果となつてゐたことがわかる。

五 地方部財政を圧迫する中央賦課負担金

こうして現在受聖餐者一人に対し、総会費・地方会費に三〇銭前後（日本人監督教区成立前年の一九二三年度京都第一七地方会は五〇銭）伝道局経費に相当額、総会毎（第一〇・一一・一二・一三総会）に増額する教務局（院）費（一〇銭→八銭→一二銭→二四銭）の割当賦課金を、毎年中央から求められる地方部の財源は、そのまま地方部所属の諸教会・講義所の分担金にほかならなかつた。地方部が受聖餐者数に応じて課す負担金を、完納できない地方部所属の経済的弱小教会や講義所は、中央に比較的安定した分担金を供給していた京都地方部においても少なくなかった。

このため第一〇京都定期地方会（一九〇九年）で常置委員会は、「伝道局経費及五十年紀年運動費徵集の件、総会に於て議決せし当地方部負担金額七百五拾円中より、婦人補助会献金を差引五百二拾円を部内教会講義所に上申し監督は常置委員の協議を経て受持長老又は牧師

受聖餐者九百名に割当て一名につき一ヵ年六拾銭の割合を徵集する事」とし、「右は総会に於て議決せし負担額にして必ず出金すべき性質の者なれば特に監督常置委員の連署を以て各教会講義所へ通達せり」と報告している⁽⁶¹⁾。伝道局分担賦課金の信徒一名あたりの年額が六〇銭というのはかなりの負担である（地方会・総会費はほぼ半額、二年後に始まる年の教務局分担費は六分の一）。このため第一二京都定期地方会（一九一二年）では「地方部負担に係る伝道局経費中教会及び準教会に賦課すべき額は各受聖餐者一人に付き金二拾銭を越ゆるべからざる事」とし、「地方部負担額不足金に関しては個人の寄附金を募集する事」という第一一号議案が五名の連名で提出されるが、結局、これは伝道局支部委員の他に選出する委員三名に委託することという修正案にされた⁽⁶²⁾。

また、第一〇京都地方会の第六号議案「献金奨励法を講ずる事」では、原案中の委員五名の設置を省いたものの、地方会内の第一議会編集の「献金問答」を修正して各教会にその使用を希望するとの修正案を可決している⁽⁶³⁾。第一号議案「地方部内負担額不納に対する処分法」は、「一、地方部内負担額を納付せざる教会若しくは講義所あるときは集金の義務を有する委員之れを監督に申し監督は常置委員の協議を経て受持長老又は牧師

及選出代議員の地方会列席を停止することを得」と
「一 教会講義所の負担額愈納より生ずる欠損額は集金の義務を有する委員之れを全地方部内の教会講義所に追徴することを得」とに分け審議された。しかし、結局、「五十年紀念伝道京都地方の弁士は出張せる各教会講義所に於て必ず信徒集会を開き其列席上台灣伝道の為め献金を獎励し且つ寄附金を集むる事」という修正案が可決されたことで⁽⁶⁴⁾、分担金不納の教会講義所への厳しい措置は回避された。

けれども、こうした地方會議案が頻繁に登場したこと、また教会に割り当てられる分担金のなかでも伝道局寄附金が突出していたことは、所属教会の自給（俸給出納局・牧会資金局）、新設教区の自給（監督資金局）よりも、台湾への新領土伝道（伝道局経費）が急務で優先されていたということを物語っているのである。

二章 教会自給の遲延

一 地方部の牧会資金局の規則と財源——京都地方部の事例を中心として——

京都地方部の牧会資金局（当初は俸給出納局）の規則の変遷を確認しておこう。京都地方部では第一定期地方会（一八九七年）で聖職伝道師俸給出納局規則を決め、第二地方会で俸給出納局委員を選出し、第三地方会では改定した地方会規則を制定した。京都地方部ではその後、この地方会規定の第七章に牧会資金局規則が組み込まれた。第八地方会（一九〇六年）は規則改正委員の選出と名称変更をして、第九地方会（〇七年）からは牧会資金局委員を設置するが、その後、第一五地方会（一六

牧会資金局規則

各地方部所属の教会は、中央や地方部への分担金を納

年)で地方会規定が改定され、牧会資金局規則も適宜修正されていった。

以下、その内容を確認しよう。第一地方会の第二六号議案「日本聖公会京都地方部聖職伝道師俸給出納局規則」は、各教会・講義所は本局と熟議の上その実力に応じ毎月俸給資金を本局へ払い込むものとする(細則第一条)一方、本局は当分米国ミッションより補助金を受けるもの(細則第五条)という骨格を整えた。⁽⁶⁵⁾

そして、第三地方会制定の地方会規定第七章の俸給出納局規則によると、局員は毎定期地方会選出の委員五名が組織し(第一条)、「本地方部聖職及び伝道師の俸給出納を取扱ひ且つ各教会自給の精神を奨励」(第三条)し、「二年間の成績を定期地方会に報告し且つ之を印刷して各教会へ配付」(第三条三)することとした。聖職・伝道師の俸給額は「教会と協議の上監督の承諾を得て」本局が定める(細則第三条)一方、依然として「本局は当分米国ミッションより補助金を受くるもの」(細則第五条)とされている。他方、各教会が年々本局への出金額を増加して、本局の補助金を仰がないようにするだけでなく、進んで他の微弱な教会を補助するよう勧める一方、定住伝道師・聖職不在の小教会も本局へ応分の寄付をして、時々教会を助ける聖職・伝道師の俸給を支えるように奨励されている(付則第一条)⁽⁶⁶⁾。

第八地方会(一九〇六年)は、地方会規定第七章俸給出納局の第三条一項中の「伝道師」の下に補助の二文字を加えることとし、細則第一条を「各教会若クハ講義所ハ毎月一定ノ期日マデニ其聖職若クハ伝道師ヘ俸給ヲ支払フベシ」に改正した。後者の修正は、これまでのよう

に俸給出納局ではなく、直接教役者へ俸給を支払うことへ変更したものである。また、出納局は毎月二〇日までに俸給補助を教会・講義所会計へ支払い、教会会計がない場合は直接教役者に支払うことに細則第四条を改正している。⁽⁶⁷⁾

その一〇年後の第一五京都地方会(一九一六年)の改定では、地方会規定第七章の牧会資金局規則を一二条に編制し、「各教会講義所の自給を奨励し各教会共同の牧会資金を取扱」うことを目的とし(第一条)、「自給及び納入金の増加を奨励する為め便宜巡回して各教会及び講義所を勧誘する事」(第五条四)とし、補助金が必要な教会・講義所は毎年一月中にその事情を本局に説明し協議して補助金額を定めること(第八条)とした。また、第一〇条で「報酬金出納」の手続きを規定し、自給教会は本局と牧師と協議のうえ直接「報酬」を贈ること(第一〇条二)としている。⁽⁶⁸⁾

ところで、第七地方会(一九〇四年)の地方会規定第六章第四条「毎月一円以上俸給出納局へ寄付せざる教会

又は講義所に働く伝道師は職務上議員として地方会へ出席するを得ず」を改正することと第一号議案は、修正されて、地方会規定全体の改正と連動することとなつたため、結局、この第六章第四条が削除されたのは、一二二年後的第一五地方会（一九一六年）改定の地方会規定においてであった。⁽⁵⁾ だが、この厳しい第六章第四条（第三地方会制定の規定）は補助金に依存し続けることで自給が一向に進まない教会・講義所への警告条項でもあつた。

これに遡る第四地方会（一九〇〇年）では、第一四号議案「教会が執事長老の按手を請求するに当り其月給の三分の一以上を出すべき諸監督の内規の廢止を請求する事」を可決しており、自給意欲が問わぬかねない外国ミッションへの依存度を暗示させていた。⁽⁶⁾ 第六地方会（一九〇三年）の第一号議案でも、「一聖職按手に関する俸給三分の一の内規を押（ママ）するを監督に乞ふ事」を地方会内三次会まで可決確定されることになつたため、地方会議長のS・C・パートリッジ京都地方部監督は監督会にこの意見を「開陳」すると返答していたのである。⁽⁷⁾

ただ、こうした聖職按手とはやや次元を異にするものの、教会による牧師招聘の件では、第一五京都定期地方会（一九一六年）改定の牧会資金局規則第七条において、牧会資金局委員が「本局設立以来委員等は当初予期

て、教会が牧師か仮牧師を招聘するときは、その報酬の全額を納入すること、やむをえない場合も聖職（長老（現司祭）・執事）には報酬の三分の一以上、伝道師には五分の一以上を本局に納入することとされ⁽⁸⁾ 同様の規定は前年四月に中部地方部も第二地方会で決議してい⁽⁹⁾ た。一九一六年の第一四北東京定期地方会も同じ決議をしている。⁽¹⁰⁾ こうした条項の設置は、逆に三分の一以上の俸給を支出することなく牧師・仮牧師を招聘する教会がいかに多かつたかを裏付けている。

地方会の自給関連決議の空転

北東京地方部では牧会資金局委員とは別に、自給奨励委員が各教会を巡回する活動をしていたが、そうした委員を設置していない他の地方部では、牧会資金局委員が自給奨励の役割を担つていた。

第三京都定期地方会（一八九九年）制定の俸給出納局規則（地方会規定第七章）では、「各教会自給の精神を奨励し」（第三条二）とあり⁽¹¹⁾ 、第一五京都定期地方会（一九一六年）改定の牧会資金局規則でも、自給と納入金の増加を奨励するため便宜巡回して各教会を勧誘すること（第五条四）⁽¹²⁾ とされている。しかし、京都では牧会資金局に改称後最初の第九定期地方会（一九〇七年）で、牧会資金局委員が「本局設立以来委員等は当初予期

せし程自給及び納入金増加奨励の為に各地を巡回し得ざりしは甚だ憾とする所」と報告し⁽⁷⁸⁾、第一〇地方会（一九〇九年）では「教会講義所にして未だ本局の主趣旨を了解せざる為相応の資力ありながら納入の義務を尽されざる所なきにあらず」と報告されていた⁽⁷⁹⁾。第九地方会の報告では委員会二回（大阪一・京都一回）⁽⁸⁰⁾、第一〇地方会報告では委員会三回（大阪一・京都二回）⁽⁸¹⁾、第一一地方会報告では委員会一回（大阪）を開催した⁽⁸²⁾だけで、とくに教会講義所を奨励勧誘する巡回活動は報告されていない。

すでに第五京都定期地方会（一九〇一年）では「教会自給に關する諸監督の告示にもとづき、当地方会に於て此精神を以て奨励する事」という第七号議案が通つていった。また、アイザック・ドゥーマン（京都地方部所属・米国聖公会宣教師）の動議により、教会自給調査委員三名が議長によつて指名された⁽⁸³⁾ため、第六地方会（一九〇三年）で教会自給調査委員は次のような七項の注意を喚起している。

①伝道の当初から努めて自給の主義を教育すること。
②若干の信徒が存在する地に伝道を開始する場合は、講義所の家賃とその他の経費の責任を信徒に負担させ、米国伝道協会は「補助者」として経済援助すること。
③教会を組織する場合は、まず第一に法規にしたがつて教役

者の選択とその報酬出金責任を負わせ、伝道協会または俸給出納局が「補助者」として援助すること。
④伝道協会が講義所か教会を新築か購買する場合は、その所有権の所在を明らかにし、会衆に資力に応じて家賃を支出させること。
⑤地方の状況により「献品」の主義を奨励すること。
⑥自給の基礎を凝固させるため、教会組織当初から臨時献金、記念感謝金、生命保険証書寄付などの方法によつて基本財産の積立金を行わせること。
⑦現在の教会に對しては、とくに奨励の方法を立てること、などである。

そして最後に、大阪川口基督教会（一二円→一〇円）、大阪聖約翰教会（六円→一二円）、高田基督教会（四円↓一二円七〇銭）の「自給進歩」と、その他二、三の教会が今や準備中と報告された⁽⁸⁴⁾。しかし、全体としては自給への歩みは遅々としていた。このため、同じ地方会には「教会自給の精神を鼓吹する為め特に委員を擧て諸教会を遊説せしむる事」という第四号議案が提出されたが、これも来年まで延期すべきとの動議が可決され⁽⁸⁵⁾、結局、第七地方会（一九〇四年）での前回延期案は撤回されている⁽⁸⁶⁾。

このように、自給奨励関連の地方会議案での限界にくわえ、牧会資金局委員の自給奨励活動もその氣力と意欲がみられないため、第一二地方会（一九一二年）になる

と、再度ドゥーマンが第七号議案を提出し、「第一　我地方に於ける目下の急務を各教会をして速かに自給せしめんために尽力すべき事」、「第二　少くとも二十カ年以上継続せる教会に於ては可成早く所属教会牧師の俸給を外国伝道会社の援助を受けずして各信徒より支給すべき様奨励する事」、「第三　右事項を決行する為め調査委員として内外人聖職各二名及び信徒二名を監督の指名により選挙すること」を可決し、委員六名が選出されることになった。⁽⁸⁷⁾ だが、第一三地方会（一九一三年）でドゥーマンが調査結果を報告した（地方会決議録には目次にあるのみで報告の記載なし）⁽⁸⁸⁾ のち、第一四地方会（一九一五年）の報告では自給調査委員の文字は消えている。

こうして京都地方部では、地方会は期間限定の自給調査委員は設置したが、活動主体となる自給奨励委員は設けることはできず、牧会資金局委員も各教会・講義所を巡回して自給を鼓舞奨励する活動はしなかつた。こうした情況は南東京地方部でも同じだつたようで、一九〇七年一〇月一二三・一二四日の南東京地方会は、第四号議案「自給奨励の件」を、自給懇談会を開くことを条件として撤回している。⁽⁸⁹⁾

戦時体制から解かれない非常事態が常態化していたなかで、巡回地や説教会で優先して唱えられていたのは、

台湾伝道、教派記念伝道、拡張伝道などであつた。既述したように、日本聖公会中央の伝道局分担金と中央や地方への寄附金が、自らの教会自給力を削いでいたことは誰の目にも明らかであつた。そうしたなかで、自給のみを奨励する巡回訪問活動は極めて困難だつたともいえる。

外国伝道協会依存の財源

京都地方部俸給出納局（牧会資金局）会計からその財政推移を把握しておこう（表3）。

これによると、俸給出納局の収入における教会講義所の出金額の割合は、米國聖公会伝道協会の出金と比較すると、一八九七（明治三〇）年の第一地方会（一四カ月）報告時で一対七、それ以外はほぼ一対五前後の割合で外國ミッショնに依存している。

確実に一对四の割合になつてゐるのは、一九一〇年度、一一年度（第二二地方会報告）と、東京教区と大阪教区設立可決をした第一四総会（一九一三年）の前年度と、さらにその前年度に当たる一一年度（第一一七地方会）、一二二年度（第一一八地方会報告）である。

同じ米國ミッショնの地方部である北東京地方部と比較すると、一九〇七（明治四〇）年の第八回北東京地方会での牧会資金局会計報告における同地方部の教会講義

所の出金が一・〇二七円六九銭、米国聖公会伝道協会からの収入は一三・九六三円三九銭で、その割合は約一対三四で外国ミッションに依存している。⁽⁹⁰⁾ 京都地方部の平均一対五の割合はまだ依存度が低いほうであった。

九州地方部も一九一三（大正二）年三月二六日の第二二地方会で、「自給資金局の経済不充分なる故に更に適當なる補助の道を講ぜられん事を建議する事」⁽⁹¹⁾ が議事として登場する。よう、各地方部とも教会自給への道は陥しかつた。

このため、一九一四（大正三）年四月一八日、大阪聖ヨハネ教会（米国聖公会管轄・京都地方部所属）において、「日本聖公会内の自給教会及半自給教会を糾合して相励相助せん為の日本聖公会自給同盟会」が発会している。この時、同盟自給教会は聖公会全体で九、贊助教会（半自給教会）が数個である。その宣言書は次のように述べて、日本聖公会の旺盛な伝道事業とは対照的な自給断行への意欲の欠如を嘆いている。

教会自給は、教会設立の本旨にして、又日本聖公会現下の急務なり。蓋し伝道事業如何に旺盛なりと雖も、堅実なる教会のあるありて、之が果实を收拾するにあらざれば其の効や空なし、而して伝道心の萎缩亦終に免る可からざるに至るや必せり。我日本聖公会の力を伝道に効すや已に數十年、しかも教会の

發達遅々として尚幼弱の域にあり。之れ教会自給断行の誠意に乏しかりしが故ならざらんか、思ふて此處に至れば誠に懺悔に堪へざるものあり。我等茲に大に期する所ありて自給教会同盟を組織し、各教会相助け、相励まして、以て其の自給をして益々鞏固ならしめ、進んでは日本聖公会全体の自給を促進せんことを期す、然りと雖も我等の志す所は大にして而して其力は微なり、我等は只天父の加護と撫育とを頼んで敢て猛進せんのみ、右謹んで宣言す。⁽⁹²⁾

この四日後に開催された日本聖公会第一二総会（一九一四年四月二日）では、「教会自給完成速成の為め本総会に於て調査委員を選定し開期中の調査の報告を為させしむること」という「自給速成に関する件」は消滅議案となり⁽⁹³⁾、総会決議による教派次元での自給調査委員は選定されなかつた。この三年前の第一〇総会（一九一一年）でも、「（一）自給教会牧師ハ聖職代議員トシテ出席スルコトヲ得」、「（二）自給教会ハ現在受聖餐者中ヨリ一名ノ信徒代議員ヲ選ビ出席スル事ヲ得」（後略）という、自給教会を厚遇する第一〇号議案が消滅していた⁽⁹⁴⁾ように、総会でも自給を過度に強調することは抑制されていた。

その理由としては、日本聖公会北東京地方部監督（米国聖公会北東京伝道監督）ジョン・マキムが一九〇七

(明治四〇) 年の第八北東京地方会の議長演説のなかで指摘したように、献金を増加し、自給すべき義務を奨励するのは勿論であるが、みだりにそれをして秩序を乱し、貧しい者を顧みず、キリスト教の真理を犠牲にするようなことがあつてはならず、自給を熱望する教会が、特に教会費を負担するために助けになるような人を信徒にしようと欲することは「有勝の誘惑」である⁽⁹⁵⁾という問題があつたのである。

このことは、一九〇八年五月二二日の教派機関誌『基督教週報』巻頭の社説「自給に伴う危険」でも述べられている。それによると、自給志向が招く第一の危険は、教会への多額納金者が教会役員に選出され、牧師も彼らの好意を失わないようにするなど、少數の富裕者が教会の権力を掌握していくこと。第二は、富裕者が尊ばれるほど経済的弱者が軽んじられるため、「貧しき労働者、学費に制限ある学生の如きは比較的に教会に喜ばれざるに至る」ことへの憂慮であった。「富めるものが尊敬せられ、貧しきものが軽蔑さらるは社会に於ける今日の情態なり」という論者(元田作之進)は、「貧者が富者と席を同ふして同一の取扱を受くるは独り基督教の教会あるのみ」とし、「教役者が多額納金者の前に平身低頭するは悪しき事にあらざるべし。宜しく少額納金者の前にも平身低頭すべし」と説いて、自給の精神を放棄する

ことなく、その精神を發揮すると同時に、こうした弊害が生じないように注意するべきと警鐘したのである⁽⁹⁶⁾。自給途上の教会におけるこうした指摘は、これがかなり現実にあつたことが推量され、危険視されていた。地方会や総会での自給に関する決議が敬遠されていたのはそのためであつた。

日本人教役者俸給の増額問題

ところで、各地方部は同時期に牧会資金局規則をたびたび改定した。

北東京地方会は第一四地方会(一九一六年五月)で牧会資金局規則を改正した⁽⁹⁷⁾。また、南東京地方部は第九地方会(一九一〇年四月)で牧会資金局規則改正案を協議し⁽⁹⁸⁾、第一二地方会(一九一五年)で牧会資金局規則を改正している⁽⁹⁹⁾。

大阪地方部は第二〇地方会(一九一〇年三月)で牧会資金局規則を一部改正し⁽¹⁰⁰⁾、第二二地方会(一九一二年)で規則改正の件を協議し⁽¹⁰¹⁾、第二四地方会(一九一六年五月)で規則改正案を次回地方会まで検討するとして根本的大修正を図っている⁽¹⁰²⁾。

九州地方部は第二一地方会(一九一二年四月)で自給資金局規則改正を決議し⁽¹⁰³⁾、北海道地方部は第一八地方会(一九一六年九月)で牧会資金局規則改正の件を協議

している。¹⁰⁰⁾

これらの規則改正は、外国ミッショニに高額の補助金を依存する財政の改善などもあるが、本来の目的は、戦時体制が継続するなかでの物価の高騰に対応するための教役者俸給の増額問題にあつた。

つぎに、京都地方部の俸給出納局規則（牧会資全局規則）から、地方部所属の教役者の俸給額の推移をみてみよう。

第一地方会（一八九七年）の「聖職伝道師俸給出納局規則」では、伝道師八円以上、執事二〇円以上、司祭二十五円以上であった¹⁰¹⁾が、第三地方会（九九年）改定の規定では、伝道師一二円以上、執事二十五円以上、司祭三五円以上となり¹⁰²⁾、第一五地方会（一九一六年）改定の牧会資全局規則では、婦人伝道師補一〇円以上、婦人伝道師一二円以上、伝道師補二〇円以上、伝道師二十五円以上、執事三〇円以上、司祭四〇円以上と増額されている。¹⁰³⁾

九州地方部では、一九一八（大正七）年六月五日の第二五地方会で、CMS直属の日本人教役者の俸給が同年一月より一割増加しているのに対して、自給資金局加盟教会の日本人教役者に増給の財源がないため、地方部内全教役者の一部が増給し一部が増給できないという状態に陥っていることが報告されている。そこで、自給資金

局委員は増給の必要を諭したアーサー・リー地方部監督の訓示を付託され、増俸を議案にして提出した。地方会は自給資金局委員以外に三名の「増俸研究委員」を挙げ調査を依頼したため、研究委員は次の立案を報告した。

(一) 自給加盟会から毎月三円以内、実力に応じて、加盟納付金の他に牧師増俸金として自給資金局に納めること。(二) 特別寄付を募ること（結局、九〇余円集まる）。(三) 地方部から五〇円を補助すること。(四) 監督（主教）の補助五〇円の予約あり。

この結果、同年六月から自給資金局は俸給の一割を増加する財源を得ることになっている。また、J・ハインドは宣教師会の意見として、次の事項を発表した。

1　自給資金局に加盟する教会の教役者は、CMS直属の教役者より高給にならなければならないという理由を認め、俸給の率にかかわらず独りに五円均一の増俸をすること（「三〇円級も四五円級も増俸は五円の均一とすること」）。2　同年六月から増俸はCMS直属教役者と同様に同年一月から増俸することを至当とすること。
3　この増加金は宣教師会より厚意をもつて補助すること。

こうして三ヵ月分が六月中旬に給与されることとなつた¹⁰⁴⁾。このように給与増額問題で不均衡な状態になつたのは、九州地方部設置の自給資金局に加盟しない英國伝

道協会のCMS直属の日本人教役者がいたからである。自給資金局加盟教会とその教役者が、自給途上の苦しい財源のなかで増給できない一方、自給努力の必要のない外国ミッション直属の教役者は難なく増給を保証されるという歪みとなつて露呈したのであつた。

こうした地方部の構造は、一九二一（大正一〇）年四月二七日の第二七大坂定期地方会で宣教師ウォルトンが教会は二種ありと第二号議案で言及しているように、大阪でも同じ状況であつた。

米国ミッション系の地方部は、全教会・講義所が牧会資金局に加盟するてんで、九州や大阪のような英國ミッション系の地方部とは、ややその構造を異にするものの、米国ミッション系地方部内の自給途上教会と、牧会資金局分担金未納の教会・講義所との関係は、英國ミッション系地方部内の二種の教会とに照応されよう。

経済的弱小教会が自給努力を示す分担金を納入しなく

とも、その教会と教役者は、財源のほとんどを、外国ミッションの補助金に依存する牧会資金局によつて経済的に維持されるからである。外国ミッションが牧会資金局への多額の補助金を削減するか、停止しない限り、地方部所属の諸教会・講義所は安泰だつたのである。

第一次世界大戦後、第一六京都定期地方会（一九一九年五月二一日）は、同月二三日に協議会を開き、宣教六

○周年で訪日中の米国聖公会伝道協会総幹事ジョン・ウッドによる諮問がおこなわれた。諮問は一四カ条あつたが、ここでは、自給問題と増俸問題に関する二つの諮問と、それに対する二人の日本人代議員の答弁にしづつみてみよう。

ウッドの第一の諮問は、「日本聖公会は自らの事業のために今少し出金を為し斯て経済的独立の時期を早むるは可能なりや」であった。これに対し、聖職吉村大次郎（司祭）は、日本人の教会が経済的独立に向かう望みは時期の問題であり、日本人は自らの信じる宗教のため金銭を惜しむものではなく、時間をかけければ必ず日本聖公会は独立に至ることを信じていると返答した。

第二の諮問は、「生活費の増加に伴ひ日本教役者の報酬更に増加すべき必要を認め得べきも将来増額の全部を米国聖公会にて支給せず寧ろ日本の信徒が其大部分を負担すべきは当然なりや如何」というものであつた。

これは宣教師派遣母体の立場としては当然の発言である。米国聖公会初代日本伝道主教のC・M・ウイリアムズが、米国聖公会中国ミッション所属の中国人聖職が三〇年来他教派比でもつとも高額の給与を得てきたため、今だに中国人信徒はその給与を支払えないでのりの経験から、日本人信徒が将来は日本人聖職を経済的に支えられるよう最初の日本人聖職の給与設定を少額にするこ

とを本国に説いた一八七四（明治七）年から四五年、すでに半世紀近くが経過しようとしていたのである。

これに対し吉村大次郎は、日本人教役者給料増額に関するては、日本人は決して冷淡なものではなく、「会衆の存在する教会」は力の限り牧会資金局のために年々出

金を増加して、とくに本年度はかなりの進歩をみている。ただその増加率は教役者の生活費増大に応じ切れず、また「相当の会衆」がない伝道地では献金増加を求める事はできないので、米国ミッションにはこの際速やかに教役者俸給の五割を増加することを「乞ふ」、なお諸教会も牧会資金局への献金増加を計るために努力すべきである、と返答した。

和歌山の信徒代議員河野道は、伝道の日がまだ浅いため当地方部の受聖餐者数は多数ではなく、多額の寄付者も少數のため、今日差し迫る教役者増俸に必要な全額を支出でくる時機にはまだ到達していないとし、さらに、現教役者が受けている俸給では、物価沸騰の際子供らに「中学程度」の教育を受けさせることさえ難しく、職務

上の体面も維持しにくい境遇であり、家族の者が他と交際して伝道扶助をするような余裕もない状態であるため、現俸給に対する五割の増額を米国聖公会伝道協会が支給することを「請ふ」、また信徒も牧会資金局への各教会出金額の五割を増額納入するよう努力すべきであ

る、と返答している。^[16]

幕末の宣教開始から六〇年経ても、なおまだ日本人は教役者の給与を完全に負担することはできなかつたのである。

二 在日外国人伝道監督の自給論

完全自給の獎励

続いて、任地の統括者である、米国聖公会伝道協会派遣の在日伝道監督の自給論をみていく。

北東京地方部監督ジョン・マキムは、日本聖公会組織成立二〇周年に当たる一九〇七（明治四〇）年開催の第八北東京地方会演説で、「此地方には未だ一の自給教会すら在りといふを得ず」として自給教会の条件をつぎのように提示した。^[17]

いわゆる自給教会というものは、ただ「牧師俸給及び借家料」（牧師館家賃）を支払うだけでなく、「婦人伝道師の俸給、修繕改良の費用、納稅及び保険料等一切」を支払わなければならない。教会は全經費を支払つて初めて自給を実現したというべきである。教会はこれ以外にも日本聖公会「伝道局」、「日本監督資金局」にも寄付すべきであり（後に伝道局費と教務局院費は教会分担金として割当賦課される）、貧困者救濟、神学生養成、学校や病院の經營などもみなすべきことである^[18]とした

のである。このときマキムは、自給は完全自給でなければならないという見解を表明したのであった。

したがつて、その九年後の第一四北東京地方会（一九一六年）が、教会または准教会（会衆改称）が牧師か仮牧師を招聘しようとするときは、招聘額の三分の一以上を牧会資金局に納付し、借家を要する場合はその家賃の三分の一以上を納付することという決議を、ようやくしたにもかかわらず（つまりそれまでは三分の一の納金も要求されていなかつた）、九年前（一九〇七年）の地方会演説で牧師の俸給と家賃全額を支払つても自給とは言えないとして完全自給を説いていたマキムとしては、牧師の俸給さえ支払う段階に到達していない管轄地方部内の教会に対して、つぎのよう警鐘を鳴らさざるを得なかつた。それは、教会が牧師の俸給を全部払うまでは一人の司祭を教会が占有すべきではないという警告である。

つまり、ミッショ�이日本人聖職の給与の半額を払う以上は、ミッショionはその聖職の給与半額に相当する時間監督の命じる働きのため要求する権利がある。同様に、牧師の収入の三分の二が外国ミッショionから拠出されるなら、これに比例した「牧師の能力」をミッショionは要求すべきである。もし教会が牧師の給与三分の一を支払えば、ミッショionが残りの三分の二を支払つて、教

会は牧師をその専任とする権利があるというのは誤りである」というものであった。^[12]

マキムが第八地方会で、自給は完全自給という高いハードルを設定したため、自給断行への意欲が萎縮したことでもたしかにあるだろう。だが、第一四地方会で、俸給全額を提供しない教会による牧師の時間独占論をもつて警告したマキムは、依然として牧師俸給の三分の一しか負担できない日本の教会のミッショionへの依存度の大きさに、あらためて悲観的な驚きをもつたに相違ない。

ただ、反面、日本の教会の自給が実現しない限りは、在日宣教師たちの使命は終結することがないのも事実であつた。しかも自給は完全自給でなければならぬのであれば、日本の教会自給の遅延度をみれば、まだかなりしばらくの間、というよりは半恒久的に、日本から撤退することなく在日宣教師としての存在意義は継続することであろう。

伝道と自給の両立論

他の地方部比によると、ミッショionへの依存度が低いほうであった京都地方部の第二代監督ヘンリー・セント・ジョージ・タッカー（立教学院第二代総理から転任）は、監督就任二年目の第一三京都地方会（一九一三

年)の議長演説において、教会への補助の条件をつぎのように提起している。

私は各地を巡回して、教会が働きを為す為に必要な建物などの設備に欠乏して居る事を深く感じました。最も今日の発達の程度に於ては、各地の会衆が自ら土地を買ひ、建物を設けるに足るの金を揃える事は不可能であります。故に外からの補助に依頼まねばなりません。然るに凡そ外からの補助を頼みとする者の陥る一大危険は、自ら備への責任の觀念を失ふ事であります。若し外からの補助が斯様な結果を来すならば、其補助は恩惠ではなくて却て禍となりませう。是故に私の執らうとする方法は、各自の教会がせめては自ら備へんとの意向を表す其割合に応じて、設備の完成に補助を与へる様に致し、教会が自給に近いて来るに従ふて、其会堂会館及び牧師館を与への様に致さうと存じます。自給の為に絶ず努力し、又教会堂の為に金を積む方に進んで居る教会は、少しも自給の為に興味を現はさぬ教会より先に、補助を与へるに足るものと見做すべきであると考へます。^四

タツカーは、教会への補助の条件として、その自給努力の度合いに応じて優先していくという方針を、監督就任後最初に提示したのであった。これは、米国聖公会伝

道協会機関誌スピリット・オブ・ミッショニーズにも掲載されていた、本国宛タツカーハ書簡で言及された「自給のための補助」という持論^四と合致する。

つづく第一四地方会(一九一五年)の議長演説では、タツカーハ伝道心と自給の関係について言及している。

是(伝道ト引用者)と最も関係ある問題は自給及び一般献金の問題であります。与ふるといふ事は伝道的精神の一つの発現であります。若し我々が一つの事に真に興味を以て居る(ママ)すならば、喜んで我が金及び自身をも其為に与へます。然れども若し其事に興味がなければ我々の寄付を不愉快な租税の様に感じて出し惜むものであります。それで私共は教会の献金を一種の寒暖計といふ事が出来、此れの上り下りに由て其教会の伝道力を計る事が出来ます。成程或教会は貧しく、他の教会は富裕であると云ふ相違がありませうが然し其伝道力の尺度は唯金の多少ではなく、教会の力と其獻ぐる金高との割合に由て計られるのであります。凡そ自給に向つて其全力を尽さない教会は多くの伝道力を持つ望みはありません。此の二つの事即ち自給と伝道心とは、車の両輪、鳥の両翼の如く離すべからざるもので、伝道心の無い自給は価値の無いものであります。単に自給が出来たと云ふだけでは、教会の最後の目的で

はありません。其は唯最後の目的に向つての一条件又は一步を進めたと云ふに過ぎません。自給其ものには別に誇るべきものでも、亦満足すべきものでもない。誇る為めの自給は一種の利己に陥ります。基督者たる者の見解からすれば、自給の真価は其が教会の眞の目的を実現するに必要な条件、即ち伝道及び教養の目的であります。故に、自給は此の意味からして非常に大切である。自給に向つて努力しない教会は、結局伝道力を得る事が出来ない。其故に此自給の方面に於て聖公会が比較的に遅れて居ると、私は遺憾に思ふのであります。何故ならば其は我々の伝道的責任を充すと云ふ必要なる方法を、了解して居ない事を現すからであります。毎年各教会が自給に對して唯弱き努力を為して居るのを見ますと、私は其等の教会が伝道力を欠いて居るのを疑はざるを得ません。願わくは役者及び代議員諸君は、此事柄を能く早く会衆に説明せられて、自から助ける事の出来ない教会は、他を助ける事が出来ないと云ふ事を自覺せしむる様に、努められん事を希望致します。我が京都地方は此点に於ては他の地方に比べては、良き成績を挙げて居りますが、然し此地方の教役者の給料に三万円を払つて、そうして各教会的是に対する出金が、僅か四千円に過ぎない事を御承知

になりましたならば、諸君は更に進歩の為に一層の奮發を為す必要のある事を、お悟りなさるであります

せう。⁽¹⁾

このようにタッカーは、伝道と自給を「車の両輪、鳥の両翼」に例え、両者は分離し得ないものであるとして、自給が実現しないことは伝道心の欠如を表している、と指摘した。

しかし、既述したように、当時は日本聖公会伝道局による台湾伝道のため、各地方部所属の諸教会は、その受聖餐者数に応じて割当分担金が賦課されており、かなりの出費が必要であった。その負担がいかに重かつたかは、第一四京都地方会（一九一五年）でタッカーが演説した翌（一九一六）年五月に開かれた第二四大阪地方会が、「日本聖公会伝道局經營の台湾伝道は同局の實力に徴拠して其の事業を半減し台北部を自給伝道し台南部を外国ミッションに譲るの件」を協議したことからもわかる。結局、これは「中部地方会に殆ど同趣旨の議決ありし為撤回」⁽²⁾となつてゐるが、各地方部に課せられた台湾伝道への分担金は、確実に教会自給を妨げる元凶となつてゐた。さらに、他の記念伝道や協同伝道、拡張伝道、集中伝道などに対しても、これとは別途に寄附金を求められていたのである。このため当時の日本聖公会の教会財政は、タッカーが主張するように、自給をするも

のが伝道をするというような車の両輪が機能するものではなく、自給できないものが伝道し、その伝道出費のため自給ができないという、車の片輪が空回りしているという矛盾に陥っていたのである。タッカーはこのてんに關しても言及している。

是と関係して私は台湾伝道に対する、我々の責任を果す必要に就て一言致します。或人は斯様に云ふかも知りません。「若しも我々が台湾伝道を扶けるならば、其れだけ我々の自給が遅くなる」と、然し世界の教会の万国伝道に対する熱心の経験は、内国の必要に対する献金を減ぜずして、却て外国伝道の為に内国伝道の献金をも増加する事を示して居ります。台湾伝道は教会全体としての伝道的精神を代表する者でありまして、是は又聖公会が基督の精神に忠実である証拠ともなります。ⁱⁱⁱ

こうしてタッカーは、聖公会の台湾伝道を肯定しながら自給を求めるという、植民地伝道（日本全土は外国人監督の管轄地であり、日本人は国内の自主伝道ができないため、新領土の台湾が日本人の自主伝道地であった）と教会自給の両立を提唱したのであった。マキムが完全自給という高いハードルを自給の標準としたことと、タッカーが伝道と自給の両立を説いたことは、日本聖公会信徒にとつては高い閑門となつた。

タッカーが演説した一九一五（大正四）年の第一四京都地方会の協議会では、伝道不振の原因が日本人代議員の間で議論されているが、「伝道振起策」として一番に述べられたのが、「自給の精神を鼓吹すべしかくて役者も信者も教会を我ものと感じ伝道の精神は勃興すべし」という伝道と自給の両立論である。しかし、たとえどれほど協議会や懇談会において、伝道振興のため声高に「自給」が叫ばれようと、事態は好転しなかつた。しかも、日本の教会は自給に連動する信徒負担金の面で、納金の差額から生じる内部の序列化を回避させて、教会内信徒の貧富の均衡に留意しなければならず、そうした経済的弱者（信徒・教会）への配慮から、地方会や総会では、自給断行や自給教会優遇の決議案は通らなかつたのである。

しかし、何よりも自給への歩みが遅い第一の要因は、当面は自給が実現しなくても俸給が与えられ、増給さえ可能であつた日本人教役者の英米ミッションへの依存度の強さである。

米国ミッショニン系地方部の牧会資金局（俸給出納局）への米国ミッショニンからの補助金（資金局財源のほとんどを占める）が減額されるか停止されない限り、教会の維持と教役者の生活は保証されていた。

英國ミッショントリニティ（C M S）系地方部の九州地方部の事例から予見されるように、もし自給が可能になつたとしても、自給教会の教役者の現在俸給額が、必ずしも安定維持される保証はなく、悪ければ減額される蓋然性は大きかつた。

これを考慮すれば、自給実現のために苦しい思いをして、その後の生活保証に不安を抱えるよりは、自給実現のために苦しい思いをせずとも、当面は安定した生活保証が確実である外国ミッショントリニティの管理下にいるほうを選択したいと思つたとしても不思議ではない。だが、そうした安樂な自給志向では、自給が実現できないことを、タッカーレは日本人聖職信徒に諭したのであつた。

米国ミッショントリニティ系のように、米国「伝道監督」を日本聖公会地方部監督として派遣している外国ミッショントリニティが、各管轄地方部設置の牧会資金局に多大な補助金を提供する限り、また英國ミッショントリニティ系のように、地方部内に外国人教役者や日本の教会は、あえて緊急に自給をする必然性を実感しなかつたのである。

おわりに

日本聖公会監督資金局が設置された一九〇二（明治

三五）年から、一九二三（大正一二）年に日本人監督（主教）自治管轄教区が設立されるまで二一年を要することになった最大の要因は、諸地方部の財政難であった。その地方部の財源は、地方部所属の諸教会や講義所であったが、各教会は自給すらできていないのが現状であつた。そうしたなかで、各教会・講義所は、中央の機関である京都地方部や日本聖公会への分担金を納めなければならなかつた。このため、強制的な賦課金ではなくかつた監督資金局へはなかなか資金が集積しなかつたのである。京都地方部の事例によると、毎年現在受聖餐者一人に対し、総会費・地方会費、伝道局費、教務局（のちに教務院）費が賦課金として割り当てられ、地方部内負担額を納付していない教会・講義所の教役者への地方会列席停止や欠損額追徴が、一九〇四（明治三七）年の第七京都地方会や、一九〇九（明治四二）年の第一〇地方会に議案として登場している。

ただ、自給が進まない教会・講義所への警告条項としての第一〇地方会の厳しい議案が、台湾伝道への寄金集積という修正案の可決となつて回避されたことは、所属教会の自給（俸給出納局・牧会資金局への拠出）や、新設教区の自給（監督資金局への寄金）よりも、台湾への新領土伝道（伝道局費負担）が急務で優先されていたことをしめしていた。この伝道重視が自給遅滞のひとつとの

要因であろう。

また、一九〇〇（明治三三）年の第四京都地方会や一九〇三（明治三六）年の第六地方会においては、聖職按手を請求する教会・講義所は月給の三分の一以上を出金すべきという諸監督の内規の廃止を可決していることは、その拠出を各教会ができていないことの表明であった。一九一六（大正五）年の第一五京都地方会で、教会が牧師か仮牧師を招聘するときは、その報酬の全額を納入すること、やむを得ない場合でも聖職には報酬の三分の一以上、伝道師には五分の一以上を牧会資金局に納入することとされていることは、換言すれば、三分の一以上の俸給を支出することなく牧師・仮牧師を招聘する教会がいかに多かつたかをしめしている。

ただ、日本聖公会総会や各地方部の地方会において、自給を過度に強調したりすることも容易ではなかつた。総会や地方会で自給関連の決議が敬遠されたのは、教会への多額献金者が厚遇され牧師もそれに留意することで彼らが教会内で権力を掌握し、経済的弱者が軽視されることへの弊害を憂慮したからである。これも自給速度を抑制することに運動した。

こうしたなか、京都地方部監督のタツカーがいかに伝道と自給の両立論を説いても、日本人の教会自給は進展しなかつた。こうした実態は、京都地方部牧会資金局（主教）自治管轄教区は実現しないのであつた。ハードルは

（俸給出納局）の財源の外国ミッショニへの依存度にあらわれている。監督資金局への寄金が日本聖公会の諸地方部のなかで最も多額であった京都地方部でさえ、牧会資金局への地方部所属の教会・講義所の出金額の割合は、外国ミッションと比較すると、一八九七（明治三〇）年の第一京都地方会報告時で一対七、その他はほぼ一対五（一対四が三年）の割合であつた。日本人聖職の給与のほとんどは外国ミッションが負担していたのが、日本聖公会財政の内実であつた。外国ミッションから日本人聖職の給与へ多大な補助金が継続されたり、地方部内にミッション直属の日本人教会や教役者がいる限りは、日本人教役者はあえて苦しい思いをしてまで自給する必要はなかつたともいえる。

こうした自給困難な状況で、義務的分担金ではない自発的寄金として、中央の日本聖公会監督資金局に必要額が集まることは困難であつたし、その監督資金局から新設教区への補助額も少額であることが判明していた。このように、隣接した地方部内でなんとか自給を達成した六教会以上が、少額の監督資金局からの補助額に依存することを期待できないなかで、法規で定められたよう監督俸給三分の一以上の財源を確保し、その負担額一年分を監督資金局に予納しない限りは、日本人監督（主教）自治管轄教区は実現しないのであつた。ハードルは

高かつたのである。

注

- (1) 『日本聖公会京都地方部第一定期地方会決議録』明治三〇年。『第二回京都地方会決議録』明治三年。『第三回京都定期地方会決議録』明治三年。『第四回京都定期地方会決議録』明治三年。『第五回京都定期地方会決議録』明治四年。
- (2) 『第八回北東京地方會議事』(基督教週報)一五卷一六号、明治四〇年六月一四日。
- (3) 『東京南部地方会概況』(同右、一六卷一二号、明治四〇年一月二二日)。
- (4) 『基督教週報』一九卷八号、明治四二年四月一三日。
- (5) 同右、一五卷一〇号、大正一年一月八日。
- (6) 同右、三四卷一三号、大正五年一月二十四日。
- (7) 前掲『京都地方部第一定期地方会決議録』八頁。
- (8) 前掲『第二回京都定期地方会決議録』六一一〇頁。
- (9) 前掲『第三回京都定期地方会決議録』七頁。
- (10) 『日本聖公会京都地方会規定』明治三三年三月一六日(第三定期京都地方会制定)。
- (11) 『第七回京都定期地方会決議録』明治三七年、一一一二頁。
- (12) 『日本聖公会京都地方会規定』大正五年四月改定。
- (13) 前掲『京都地方部第一定期地方会決議録』二三一一四頁。
- (14) 前掲『第二回京都地方会決議録』二五頁。
- (15) 『第八回京都定期地方会決議録』明治三九年、二七一一九頁。
- (16) 『第拾六回定期京都地方会決議録』大正八年、一四一一五頁。
- (17) 『日本聖公会第九總會議決錄』明治四一年四月、三四一三五頁。
- (18) 『日本聖公会第十總會議決錄』明治四四年四月、三九一四〇頁。
- (19) 『日本聖公会第拾壹總會議決錄』大正三年四月、一八一〇頁。
- (20) 同右、四六一四八頁。
- (21) 『日本聖公会第十二總會議決錄』大正六年五月、九一一三頁。
- (22) 同右、三五一一三六頁。
- (23) 『日本聖公会第十三總會議決錄』大正九年四月、一一一六、六一一三頁。
- (24) 『日本聖公会第十四總會議決錄』大正二二年四月、一三一一七頁。
- (25) 『基督教週報』五卷九号、一二二頁。拙論「日本人監督(主教)自治管轄教区の形成」(二)「立教学院史研究」七号、二〇一〇年、立教学院史資料センター発行、六一七頁。
- (26) 前掲『日本聖公会第九總會議決錄』一二一一三頁。
- (27) 前掲『日本聖公会第十總會議決錄』一七一二〇頁。
- (28) 前掲『日本聖公会第十一總會議決錄』一五一八頁。
- (29) 前掲『日本聖公会第十二總會議決錄』七一九、二三一一六頁。
- (30) 前掲『日本聖公会第十三總會議決錄』一七一一八頁。
- (31) 同右、一八一一〇頁。
- (32) 『日本聖公会第八總會議決錄』明治三八年五月、四六一四八頁。
- (33) 『日本聖公会第九總會議決錄』三五一一三六頁。
- (34) 同右、三八頁。
- (35) 『日本聖公会第十總會議決錄』九頁。
- (36) 同右、三七一一三八頁。
- (37) 『日本聖公会第十二總會議決錄』三六頁。
- (38) 『日本聖公会第十三總會議決錄』一二二頁。
- (39) 『日本聖公会第十四總會議決錄』四二頁。

- (61) (60) 〔日本聖公會第十五總會議決錄〕 大正五年四月、四七一四八頁。
 〔日本聖公會第十二總會議決錄〕 三九頁。
- (62) 同右。 四六頁。
- 〔日本聖公會第十三總會議決錄〕 一〇一一一頁。
 〔日本聖公會第十二總會議決錄〕 二九一三〇頁。
- 〔日本聖公會第十一總會議決錄〕 二八一一九頁。
 〔日本聖公會第十二總會議決錄〕 一〇一一三頁。
- 〔日本聖公會第十二總會議決錄〕 一二一一五頁。
 〔日本聖公會第十三總會議決錄〕 二八一三一頁。
- 同右、四八一四九頁。
 同右、三七一三九頁。
- 〔日本聖公會第十四總會議決錄〕 二一一三頁。
- 〔日本聖公會第十一京都定期地方會規定期定〕 大正五年改定。
 前揭『京都地方部第一定期地方會決議錄』 一八一二〇頁。
- 〔日本聖公會京都定期地方會規定期定〕 明治三年制定。
 〔第八京都定期地方會決議錄〕 二四一二五頁。
- 〔日本聖公會京都定期地方會規定期定〕 大正五年。
 〔第六京都定期地方會決議錄〕 一一一二頁。
- 〔日本聖公會京都定期地方會規定期定〕 大正五年、一三一一四頁。
 〔基督教週報〕 三一卷二〇號、大正四年五月七日。
- 同右、三三三卷二號、大正五年五月二日。
- 〔日本聖公會京都定期地方會規定期定〕 明治三年、一二二頁。
 〔日本聖公會京都定期地方會規定期定〕 大正五年、一三三頁。
- 〔日本聖公會京都定期地方會規定期定〕 一〇一一二頁。
 〔第十京都定期地方會決議錄〕 二二一頁。
- 〔第九京都定期地方會決議錄〕 一〇一一一頁。
 〔第十京都定期地方會決議錄〕 二二一頁。
- 〔第一京都定期地方會決議錄〕 九頁。
 〔第五京都定期地方會決議錄〕 一六一一七頁。
- 〔第六京都定期地方會決議錄〕 七一八頁。
 〔第七京都定期地方會決議錄〕 一二二頁。
- 同右、一二一一四頁。
- 〔第拾四京都定期地方會議決錄〕 大正四年、一六一一八、二六一
 五〇頁。
- 〔第拾五京都定期地方會議決錄〕 大正五年、一八頁。
 〔第十一京都定期地方會議決錄〕 明治四年、一二二頁。
- 〔第十二京都定期地方會議決錄〕 一三頁。

〔基督教週報〕一六卷二号、明治四〇年一月二日。

〔第八回北東京地方教会会計諸報告（概要）〕（基督教週報）一五卷

一七〇、明治四〇年六月二日。

〔基督教週報〕二七卷九号、大正二年五月二日。

同右、二九卷一三号、大正三年五月二九日。

〔日本聖公会第拾壹總會議決錄〕五〇頁。

〔日本聖公会第十總會議決錄〕五一頁。

〔基督教週報〕一五卷六号、明治四〇年六月一四日。

〔基督教週報〕一七卷二号、明治四一年五月二二日。

同右、一七卷二号、明治四一年五月二二日。

同右、三三卷一二号、大正五年五月一二日。

同右、三三卷一二号、大正五年五月一二日。

同右、二二卷九号、明治四年四月二九日。

同右、二二卷一五号、明治四三年六月二〇日。

同右、二五卷一五号、明治四五年六月七日。

同右、三三卷一四号、大正五年六月二日。

同右、二五卷二号、明治四五年五月一七日。

同右、三四卷二三号、大正五年二月二十四日。

〔京都地方部第一定期地方會決議錄〕一九頁。

〔日本聖公会京都地方會規定〕明治三年、一三頁。

〔日本聖公会京都地方會規定〕大正五年、一三頁。

〔基督教週報〕三七卷一八号、大正七年六月一八日。

〔第拾六回定期京都地方會決議錄〕大正八年五月、一三一—四頁。

一九〇七（明治四〇）年九月の日本基督教会の独立教会は五九個

（七九個中）（五十風喜和「日本基督教会史」『日本プロテスタント諸教派史研究』同志社大学人文科学研究所編、教文館 一九九七年、九〇頁）。一九〇六（明治三九）年の日本組合基督教会の独立教会数は

五〇個（九二個中）（塩野和夫「日本組合基督教会史」、同右、一三二一頁）。

〔基督教週報〕一五卷六号、明治四〇年六月一四日。

同右、三三卷二号、大正五年五月一九日。

〔第拾參定期京都地方會決議錄〕一一一一二頁。

〔Spirit of Missions, 1910, pp.538-540〕

〔第拾四定期京都地方會決議錄〕三五一三七頁。

〔基督教週報〕三三卷一四号、大正五年六月二日。

〔第拾四定期京都地方會決議錄〕三七頁。

(118) (117) (116) (115) (114) (113) (112) (111)

表1 京都地方會費統計（日本聖公会總會費）

	信徒 一員負担金	受餐者數	教會 講義所	集金額
一八九八	第二地方會	二五錢	三九〇名	九八円
一八九九	第三地方會	二五錢	四〇四名	一〇〇円五〇錢
一九〇〇	第四地方會	二〇錢	四五四名	九〇円八〇錢
一九〇一	第五地方會	二八錢	三九五名	一一〇円六〇錢
一九〇二	第七總會	三三錢	三九〇名	一三五円八八錢
一九〇三	第六地方會	二五錢	四八八名	一三二円七五錢
一九〇四	第七地方會	二八錢	六〇五名	一六五円九二錢
一九〇五	第八總會	三三錢	六九〇名	二三七円七〇錢
一九〇六	第八地方會			
一九〇七	第九地方會			
一九〇八	第九總會			
一九〇九	第二〇地方會			
九二六名				
三五				
二七七円				

一九一〇 第二地方会	二八三円一〇銭四厘
一九一一 臨時地方会	二一四円 一錢
一九一二 第一〇総会	一六六円一〇銭 (教務局入費残金七円一八銭を加算して四三円六八銭)
一九一二 第二地方会	一・〇七五名 二九九円一二錢
一九一三 第一三地方会	一・〇九〇名 四四 四六四円六六錢 (番外議員旅費宿泊料として監督より受取一五〇円)
一九一四 第一総会	二六九円
一九一五 第一四地方会	一・六七名 三三八円
一九一六 第一五地方会	三五七円一七錢五厘 (差引不足 一四四円九錢五厘)
一九一七 第二二総会	不明
一九一九 第一六地方会	一一五円二四銭 (地方会修養会之集金額・旅費宿泊料事務費等支払)
一九二〇 第二三総会	四七 不明
一九二一 第一七地方会 五〇銭	七四九円
一九二三 臨時地方会(大阪教区設立 第一四総会可決前)	左記 不明
一九二三 第一四総会	月。
一九二三 臨時地方会(大阪教区設立 第一四総会可決後)	左記
第一七地方会・臨時地方会集金額三回分	一五三円八五銭

表1 典拠資料

- ・「第七京都地方会会計報告」、「統計表」、「第八総会会計費報告」(以上、「第八京都地方会会計報告」、「統計表」、「第八総会会計費報告」(以
上、「第八京都定期地方会決議録」明治三九年四月)。
 - ・「第八定期地方会経費報告」(「第九定期地方会決議録」明治四〇年五月)。
 - ・「第九定期京都地方会経費報告」、「第九回総会経費報告」(「第十定期
地方会決議録」明治四一年四月)。
 - ・「第十京都地方会会計報告」(「第十一定期地方会決議録」明治四三年四月)。
 - ・「第十一京都地方会会計報告」、「臨時地方会会計報告」、「日本聖公會
第十総会費収支決算報告」(以上、「第十二定期地方会決議」明治四五年三月)。
 - ・「第十二地方会会計報告」、「日本聖公會京都地方部教勢」(明治四五年一月 大正元年十二月)」(「第拾定期京都地方会決議録」大正二年四月)。
- 第二地方会(一八九八年)から第八総会(一九〇五年)までは、第八
地方会の報告(一九〇六年)統計表による。それ以降は、各地方会の
前回地方会会計報告から集計する。
第一六地方会(一九一九年)の一五一円は、第一六地方会と第一七地

方会(一九二三年)までに開かれた複数の修養会の集金との合計額
(第一七地方会での報告)。

第一八地方会(大阪教区独立分離後)で報告された一五一円八五銭
は、第一七地方会(一九二二年)と二つの臨時地方会(一九二三年)
の三回分の合計額。

日本聖公會第二二総会(一九一七年)以降の総会費は京都地方会決議録
に記載されておらず不明。

第一七地方会開催前の「公告」で、同地方会費は昨年末現在受聖餐者
人につき五〇銭徴集と明記されている(「教会時報」七四号、
一九二三年四月一日)。

・「第一三地方会会計報告」、「大正二年度教勢一覽」、「大正三年度教勢

一覽」（第拾四定期地方会決議録）大正四年四月）。

・「第十四回地方会会計報告」（第拾五定期地方会決議録）大正五年四

月）。

・「第十五回地方会会計報告」（第拾錄回定期京都地方会決議録）大正

八年五月）。

・「第十六回地方会会計報告」（第十七定期京都地方会決議録）大正

十年五月）。

・「第十七回及臨時地方会会計報告」（第拾八回定期京都地方会決議録）

大正十四年四月廿九日）。

・「教会時報」七四号、一九二三年四月一日。

・「第六回地方会会計報告」（第六京都地方会（一九〇三年）報告

一九〇二年度（一九〇二年四月）一九〇三年三月）第六京都地方会（一九〇三年）報告

・「第十六回地方会会計報告」（第十七定期京都地方会決議録）大正

十年五月）。

・「教会時報」七四号、一九二三年四月一日。

表2 日本聖公会伝道局京都地方支部会計

一八九七年度（一八九七年四月）一八九八年三月） 第二京都地方会（一八九八年）報告

支出 一五八円一錢七厘

收入 一五八円一錢七厘

支出 一〇一円八〇銭

日本聖公会伝道局へ送金 残金

一八九八年度（一八九八年四月）一八九九年三月） 第三京都地方会（一八九九年）報告

支出 一五八円 七錢四厘 一八九八年度集金

收入 一〇〇円八三錢八厘

支出 一五八円 七錢四厘 日本聖公会伝道局 送金 全額

一八九九年度（一八九九年四月）一九〇〇年三月） 第四京都地方会（一九〇〇年）報告

支出 八三円五四錢二厘

支出 記載なし

一九〇〇年度（一九〇〇年四月）一九〇一年三月） 第五京都地方会（一九〇一年）報告

收入 一三六円四八錢五厘

支出 一三三円三三銭 日本聖公会伝道局へ送金（二回）

残金 四円一五銭

一九〇一年度（一九〇一年四月）一九〇一年三月） 第六京都地方会（一九〇一年）報告

支出 一二四円 六錢八厘

收入 一二四円 六錢八厘

一九〇二年度（一九〇二年四月）一九〇三年三月） 第六京都地方会（一九〇三年）報告

支出 一〇一円四九銭二厘

收入 一〇一円四九銭二厘

一九〇三年度（一九〇三年四月）一九〇四年三月） 第七京都地方会（一九〇四年）報告

支出 一〇一円四九銭二厘

收入 一〇一円四九銭二厘

一九〇四年度（一九〇四年四月）一九〇五年三月） 第八京都地方会（一九〇六年）報告

支出 一五二円四三錢五厘

收入 一五二円四三錢五厘

一九〇五年度（一九〇五年四月）一九〇六年三月） 第八京都地方会（一九〇六年）報告

支出 一七六円六三錢三厘

收入 一七六円六三錢三厘

一九〇六年年度（一九〇六年四月）一九〇七年三月） 第九京都地方会（一九〇七年）報告

支出 一九四円一八銭

日本聖公会伝道局へ送金 全額

一九〇七年年度（一九〇七年四月）一九〇八年三月） 第九京都地方会（一九〇七年）報告

支出 一九四円一八銭

日本聖公会伝道局へ送金 各教会既納金

收入 三三七円 二錢五厘

支出 三四五円 二錢四厘

日本聖公会伝道局へ送金 二六銭

他の支出 一二七円四六銭

【京都地方婦人補助会ヨリ台北教会建築費トシテ寄付】

一九〇七年度（一九〇七年四月）一九〇八年三月） 第二〇京都地方会（一九〇九年）報告

支出 四四五円三錢四厘

收入 四四五円三錢四厘

【明治四〇年度（一九〇七年度）伝道局京都支部負担額調】（第二表二号）

支出 四四五円三錢四厘 日本聖公会伝道局へ送金 四五二円二八錢九厘

全負担額	四七〇円八八錢
納金額	二七四円六四錢三厘
差引未納	一九六円三錢八厘
全教会講義所數	三三
負担金額納入教会	八
半額以上納入教会	六
半額以下納入教会	九
全額未納教会	九
一九〇八年度二九〇八年四月（一九〇九年三月）第一〇京都地方会（一九〇九年）報告	第一〇京都地方会（一九〇九年）報告
收入	五六三円九九錢九厘
支出	五六三円九九錢九厘 日本聖公会伝道局（送金
・明治四一年度二九〇八年度伝道局京都支部會計報告（第一表四号）	五五九円八四錢九厘
概要	予算
收入	未収入
台湾伝道ノタメ	四三五円三錢九厘
紀念伝道ノタメ	一五一円 一二八円七六錢
合計	七五〇円 五六三円九九錢九厘
内訳	一八六円
補助会獻金	二三〇円 二三三円四九錢九厘
教会負担額	五三〇円 二九六円三錢
外二	三五円一九錢七厘
「明治四一年度二九〇八年度伝道局京都支部負担取調」（表五号）	
全負担額	五三九円二〇錢
納入金額	二九六円三錢
差引未納	二四二円八九錢
教会講義所數	三三
負担全額納入教会	一六
全額不納教会	二
半額以下納入教会	五
「九〇九年度（一九〇九年四月（一九〇九年三月）第一一二京都地方会（一九一〇年）報告	一〇
收入	六七九円四〇錢五厘
支出	六七九円四〇錢五厘 日本聖公会伝道局（送金 六二〇円五〇錢
・全地方部全負担額	六〇〇円
納金額	五〇〇円 四錢
全教会負担額	六一〇円五〇錢 昨年度幾分ヲ加ヘテ
負担ノ内納入金額	三二〇円三錢
未納金額	一八九円七一錢
教会講義所數	三五
信者數	九二六名
負担全額納入教会	一九
半額以上納入教	三
半額以下納入教会	三
全額未納教会	一〇
一九一〇年度（一九一〇年四月（一九一二年三月）第二一二京都地方会（一九一二年）報告	
收入	六二円四一錢 （内婦人補助会寄付二〇〇円）
一九二二年度（一九二二年四月（一九二三年三月）第二二二京都地方会（一九二二年）報告	
收入	四六六円九二錢 （内婦人補助会寄付一〇〇円、個人寄付五円）
内訳	前年度繰越 四五円四八錢七厘
前年度分領取	一四円
本年度收入	三四七円二五錢五厘

收入金	四四三円六四銭
支払金	四三五円 五銭
残金	八円九銭
一九二三年度(一九二三年四月)～(一九二四年三月)	第一四京都地方会(一九一五年)報告
総収入	二三三五円七一銭二厘(内 大正七年度繰越金二九円三銭二厘)
収入	五七一円一六銭三厘(内 婦人補助会寄付二〇〇円)
支出	五七一円一六銭三厘 日本聖公会伝道局へ納金 五六五円
負担全額納入教会	二七
一部未納教会	五
全額未納教会	一一
一九一四年度(一九一四年四月)～(一九一五年三月)	第一四京都地方会(一九一五年)報告
収入	五八二円三三銭一厘(内 婦人補助会寄付二〇〇円)
支出	五八二円三三銭一厘 日本聖公会伝道局へ納金 五六〇円
負担全額納入教会	二九
一部未納教会	二〇
全額未納教会	一
一九一五年度(一九一五年四月)～(一九一六年三月)	第一五京都地方会(一九一六年)報告
収入	六七二円四五銭七厘
支出	六七二円四五銭七厘 日本聖公会伝道局へ送金 五八〇円
一九一六年七月度(大正五年度寄付)	残金 八四円八七八銭七厘
一九一六年七月度(大正五年度寄付)	日本聖公会伝道局へ送金 二九〇円
一九一六年七月度(大正五年度寄付)	六〇〇円
(一九一六年四月)～(一九一九年三月)	六五〇円
総収入	二〇八円七六銭七厘(内 大正四年度残金 二〇〇円)
総支出	一九二九年三三銭五厘(大正八年度へ繰越金 二九円三四銭二厘)
一九一六年七月度(大正五年度寄付)	日本聖公会伝道局へ送金 二九〇円
一九一七年七月度(大正六年度寄付)	日本聖公会伝道局へ送金 六五〇円
一九一八年七月度(大正七年度寄付)	日本聖公会伝道局へ送金 六五〇円
表2 楸拠資料	
「京都地方伝道局明治三〇年度收支一覧表」(第一回京都地方会決議録)明治三年五月。	
「日本聖公会伝道局京都地方三一年度寄附金報告」(第三回定期地方会決議録)明治三年三月。	
「日本聖公会伝道局寄附金募集決算報告」(第四定期地方会決議録)明治三年四月。	
「日本聖公会伝道局京都支部委員会計報告」(第五定期地方会決議録)明治三年四月。	
・同、明治卅四年四月、卅五年三月。同、明治卅五年四月、卅六年三月。「寄附金明細書」(以上、「第六定期地方会決議録」明治三六年五月)。	
・同、「第七定期地方会決議録」明治三七年四月。	
・「日本伝道局三七年度四・三会計報告」、「明治三八年度収入金報告」	

〔第八定期地方会決議録〕明治三年四月)。

〔日本聖公会伝道局京都地方支部伝道費〕(第九定期地方会決議録)

明治四〇年五月)。

度伝道局京都支部負担額調(第二表二号)、「明治四十一年度伝道局

京都支部会計報告(第二表三号)」、「明治四十一年度伝道局京都支部

会計報告(第二表四号)」、「明治四十一年度伝道局京都支部負担額調

(第二表五号)」(以上、「第十回京都地方会決議録」明治四二年四月)。

「明治四十二年度伝道局京都地方部会計報告」、「負担額調」、「宣教

五十年紀念伝道京都地方部委員会計報告」、「日本聖公会教務局入費收

入表」(以上、「第十一定期地方会決議録」)。

伝道局支部員会計報告、「大和集中伝道会計報告」、「宣教五十年紀

念伝道残務会計報告」、「日本聖公会教務局入費収支決算報告表」(以

上、「第十二定期地方会決議」明治四五年三月)。

「大正元年度伝道局費報告」、「明治四十五年・大正元年度拡張伝道会

計決算報告」、「日本聖公会教務局入費収入表」(第拾參定期京都地方

会決議録)大正二年四月)。

「伝道局支部委員報告」(大正二年・三年度)、「教務局入費報告」、

「教務院経費報告」(第拾定期地方会決議録)大正四年四月)。

「伝道局支部委員報告」、「大正四年度拡張伝道費決算」(第拾五定期

地方会決議録)大正五年四月)。

「伝道委員報告」、「伝道局支部会計収支報告」(大正五、六、七年度)、

〔第拾六定期京都地方会決議録〕(大正八年五月)。

〔伝道委員報告〕、「京都地方部伝道局会計報告」(大正八、九、十年度)、

〔第十七定期京都地方会決議録〕(大正十一年五月)。

表3 京都地方部牧会資金局(俸給出納局)決算報告

一八九七 第一京都地方会(明二八年一一月・明治二九年一四か月間

支出 四九二五円一九銭 内訳 日本伝道会社出金 二三四円

京都地方部諸教会講義所出金 四〇〇五円五三銭 六九五円六六銭

京都地方部諸教会講義所出金 五二七八円八二銭 九五六円一八銭

支出 四九二五四円一九銭

一八九八 第二京都地方会(明治三〇年一月・明治三一年四月)一六か月間

教役者俸給出納局会計 林虎之助 五二七八円八二銭

内訳 米国伝道会社出金 九五六円一八銭

支出 六一三五円

一八九九 第三京都地方会(明治三年一月・二月)一年間

支出 六〇八五円五〇銭 内訳 米国伝道会社出金 五一四八円二五銭

各教会及び講義所出金 九三七円二五銭

收入 六〇八五円五〇銭

一九〇〇 第四京都地方会(明治三年一月・二月)一年間

支出 六〇八五円五〇銭 会計 林虎之助

收入 五九四三円 内訳 米国伝道会社出金 四九〇一円六〇銭

各教会講義所出金 一〇四一円四〇銭

支出 五九三九円 残金 四円

一九〇一 第五京都地方会(明治三年一月・二月)一年間

会計 林虎之助

收入 五七一〇円二〇銭 内訳 米国伝道会社出金 四六九一円一〇銭

各教会講義所出金 一〇一九円一〇銭

差引過不足なし

支出 五七一〇円一〇銭

差引過不足なし

一九〇三 第六京都地方会(明治三四年一月～二月)一年間

会計 小野鈴藏

収入 六〇八二円六〇銭

内訳

米国伝道会社出金

五二二〇円五〇銭

支出 六〇八二円六〇銭

内訳

各教会及講義所出金

九六一円一〇銭

差引過不足なし

第六京都地方会(明治三五年一月～二月)一年間

会計 小野鈴藏

収入 五八三八円一〇銭

内訳

米国伝道会社出金

四八二五円一〇銭

支出 五八三八円一〇銭

内訳

各教会講義所出金

一〇一三円

差引過不足なし

一九〇四 第七京都地方会(明治三六年一月～二月)一年間

会計 小野鈴藏

収入 五四三〇円九〇銭

内訳

米国伝道会社出金

四三七〇円三〇銭

支出 五四三〇円九〇銭

内訳

各教会講義所出金

一〇六〇円六〇銭

差引過不足なし

一九〇六 第八京都地方会(明治三七年一月～二月)一年間

会計 小野鈴藏

収入 六六二四円

内訳

米国伝道会社出金

五四三三円一〇銭

支出 六六二四円

内訳

各教会講義所出金

一一九〇円八〇銭

差引過不足なし

支出 六六二四円

内訳

各教会講義所出金

一一九〇円八〇銭

一九一〇 第二京都地方会(明治四二年一月～二月)一年間

差引過不足なし

牧会資金決算報告 小野鈴藏

収入 一六四三五円

内訳

米国伝道会社出金

一三四八一円七〇銭

支出 一六四三五円

内訳

各教会講義所出金

二九五三円三〇銭

差引過不足なし

支出 六六二四円

内訳

各教会講義所出金

一一九〇円八〇銭

差引過不足なし

牧会資金収支決算報告 小野鈴藏

教会よりの納金

四二五四円二〇銭

収入 一八五九〇円 内訳 米国伝道会社出金 一五三〇円二〇銭
各教会講義所出金 三二八八円八〇銭

支出 二五三四五円(六三人分俸給) 差引過不足なし

第四京都地方会(大正三年一月～一二月)一年間

牧会資金局取支決算 小野鈴藏

支出 一八五九〇円 差引過不足なし

牧会資金局主事 小野鈴藏

収入 二六四二〇円 内訳 米国伝道会社出金 二三二七六円五〇銭
各教会講義所出金 四二四三円五〇銭

支出 二六四二〇円(六六人分俸給) 差引過不足なし

牧会資金局委員報告 小野鈴藏

一九二二 第二三京都地方会(明治四三年一月～一二月)一年間

牧会資金局取支決算 小野鈴藏

収入 一九一四四円(内訳 米国伝道会社出金 一五六六円八〇銭
各教会講義所出金 三五八〇円二〇銭) 差引過不足なし

牧会資金局主事 小野鈴藏

支出 一九一四四円(四九人分 聖職教役者婦人伝道師諸君 報酬) 三五八〇円二〇銭
差引過不足なし

牧会資金局取支決算 小野鈴藏

収入 二六四二〇円(内訳 米国伝道会社出金 二三二七六円五〇銭
各教会講義所出金 四二四三円五〇銭) 差引過不足なし

牧会資金局委員報告 小野鈴藏

一九二二 第二三京都地方会(明治四年一月～一二月)一年間

牧会資金局取支決算 小野鈴藏

収入 一九一四四円(内訳 米国伝道会社出金 一五六八円
各教会講義所出金 四〇二一円) 差引過不足なし

牧会資金局主事 小野鈴藏

収入 一九一四四円(内訳 米国伝道会社出金 一五六八円
各教会講義所出金 四〇二一円) 差引過不足なし

牧会資金局取支決算 小野鈴藏

収入 一九一四四円(内訳 米国伝道会社出金 一五六八円
各教会講義所出金 四〇二一円) 差引過不足なし

牧会資金局主事 小野鈴藏

一九二三 第二三京都地方会(明治五年一月～一二月)一年間

牧会資金局取支決算 小野鈴藏

収入 一九一四四円(内訳 米国伝道会社出金 一五六八円
各教会講義所出金 四〇二一円) 差引過不足なし

牧会資金局主事 小野鈴藏

収入 二三七三三円(内訳 米国伝道会社出金 一八七三五円
各教会講義所出金 三九九八円) 差引過不足なし

牧会資金局取支決算 小野鈴藏

収入 二三七三三円(内訳 米国伝道会社出金 一八七三五円
各教会講義所出金 三九九八円) 差引過不足なし

牧会資金局主事 小野鈴藏

収入 二二七三三円(内訳 米国伝道会社出金 二二七三三円
各教会講義所出金 二二七三三円) 差引過不足なし

牧会資金局取支決算 小野鈴藏

収入 二二七三三円(内訳 米国伝道会社出金 二二七三三円
各教会講義所出金 二二七三三円) 差引過不足なし

牧会資金局主事 小野鈴藏

一九一五 第一四京都地方会(大正二年一月～一二月)一年間

牧会資金局取支決算 小野鈴藏

収入 二五三四五四円(内訳 米国伝道会社出金 二五三四四五円
各教会講義所出金 二五三四四五円) 差引過不足なし

牧会資金局主事 小野鈴藏

収入 二五三四五四円(内訳 米国伝道会社出金 二二〇九〇円八〇銭
各教会講義所出金 二二〇九〇円八〇銭) 差引過不足なし

牧会資金局取支決算 小野鈴藏

収入 二五三四五四円(内訳 米国伝道会社出金 二二〇九〇円八〇銭
各教会講義所出金 二二〇九〇円八〇銭) 差引過不足なし

牧会資金局主事 小野鈴藏

差引過不足なし

第一六京都地方会(大正七年一月～一二月)一年間

第一九京都地方会(大正二年一月～一二月)一年間

「中途納金ノ社絶シ又ハ八年以來増額ナリ未だ納金ナキ講義所等ノアル
ハ遺憾トル所ナリ」

第一八京都地方会(大正二年一月～一二月)一年間

第一八京都地方会(大正二年一月～一二月)一年間

収入 三二二一七円

内訳 牧会資金局会計報告

小野鈴藏
米国伝道会社補助金
二七二六七円五〇銭

支出 三二二一七円

内訳 各教会講義所出金

四八四九円五〇銭

差引過不足なし

一九二三 第一七京都地方会(大正八年一月～一二月)一年間

小野鈴藏

牧会資金局会計報告

米国伝道会社補助金

三五三三二円九〇銭

差引過不足なし

一九二三 第一七京都地方会(大正八年一月～一二月)一年間

小野鈴藏

牧会資金局会計報告

米国伝道会社補助金

三五三三二円九〇銭

収入 四二二二五円六〇銭

内訳

各教会講義所出金

三五三三二円九〇銭

支出 四二二二五円六〇銭

内訳

各教会講義所出金

六八二一円七〇銭

差引過不足なし

第一七京都地方会(大正九年一月～一二月)一年間

小野鈴藏

牧会資金局会計報告

米国伝道会社補助金

四一六六四円六五銭

収入 五〇八八三円九五銭

内訳

米国伝道会社補助金

四一六六四円六五銭

支出 五〇八八三円九五銭

内訳

諸教会よりの納金

九二二九円三〇銭

差引過不足なし

第一七京都地方会(大正一〇年一月～一二月)一年間

小野鈴藏

牧会資金局会計報告

米国伝道会社補助金

四一九二一円三〇銭

収入 五一四八四円

内訳

米国伝道会社補助金

四一九二一円三〇銭

支出 五一四八四円

内訳 諸教会よりの納金

一〇九九一円八〇銭

差引過不足なし

大正八～一〇年度(一九一九～二一年度)